

# 災害関係特約における重過失の概念

——判例の検討を中心として——

岡 田 豊 基

## はじめに

近時、生命保険契約に付加されている災害割増特約、傷害特約（以下「災害関係特約」という。）の免責事由である保険契約者または被保険者の「重大な過失」（以下、「重過失」という。）に関する解釈を巡り、下級審判決を含めて数多くの判例が出されている。そこで、以下、かかる判例の立場を中心として、災害関係特約における重過失の概念の意義について検討していく<sup>(1)</sup>。なお、判例を検討する場合には、損害保険会社の引き受ける傷害保険等に関するものも含めて行う。というのは、これらの判例もまた重過失の概念について判示しているからである。

---

(1) 保険における重過失の意義について、判例分析を中心にして行うものとして、中西正明「生命保険契約の災害関係特約における重過失——判例を中心として——」保雑538号2頁（1992年）、竹瀆修「保険事故招致免責の主観的要件——学説・判例法の最近の展開——」保雑547号32頁（1994年）、覚道尚子「重過失のメルクマール——判例分析を中心として——」生保経営65巻6号172頁（1997年）、甘利公人「保険者免責」豊田太郎編『傷害保険の法理』251頁（損害保険事業総合研究所・2000年）、潘阿憲「重過失による保険事故招致と保険者免責の再検討（1）」法学会雑誌47巻2号81頁（2007年）、高島義行「自動車事故と重過失免責——人身傷害補償保険の免責事由『極めて重大な過失』について——」判タ1269号61頁（2008年）参照。

## 第1章 重過失免責に関する規定

### 第1節 実定法の規定

保険法は、損害保険契約について、「保険者は、保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失によって生じた損害をてん補する責任を負わない」（保険法17条1項）と定めるとともに、傷害疾病定額保険契約について、以下のように定めている。

「保険者は、次に掲げる場合には、保険給付を行う責任を負わない。ただし、第3号に掲げる場合には、給付事由を発生させた保険金受取人以外の保険金受取人に対する責任については、この限りでない。

- 一 被保険者が故意又は重大な過失により給付事由を発生させたとき。
- 二 保険契約者が故意又は重大な過失により給付事由を発生させたとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- 三 保険金受取人が故意又は重大な過失により給付事由を発生させたとき（前2号に掲げる場合を除く。）
- 四 戦争その他の変乱によって給付事由が発生したとき。」（同80条）

本稿で検討する判例は、すべて保険法が制定される前の商法（以下「改正前商法」という。）の規定に関連するものであるが、改正前商法の規定では、「保険契約者若クハ被保険者ノ悪意若クハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ保険者之ヲ填補スル責ニ任セス」（改正前商法641条）と定められていた。海上保険については、商法において、改正前商法641条の規定と同じ文言の規定が定められている（商法829条）。

## 第2節 約款の規定

### 1. 生命保険会社が扱っている保険の約款

たとえば、日本生命保険相互会社の災害割増特約（H11）（平成15年3月25日制定，平成20年3月25日改正）の約款によれば，「この特約は，被保険者が不慮の事故により死亡または高度障害になった場合に所定の給付を行うことを主な内容とするもの」であるとされ，同約款1条（災害死亡保険金，災害高度障害保険金）の「災害死亡保険金，災害高度障害給付金を支払わない場合」の欄において，次のように定められている。

「つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき

- i) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ii) 災害死亡保険金に関しては，災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失（以下，略）」

### 2. 損害保険会社が扱っている保険の約款

損害保険会社が扱っている保険の約款においても，同様の規定が定められている。たとえば，東京海上日動火災保険株式会社の傷害保険普通約款（2010年1月1日以降始期用）によれば，3条（保険金を支払わない場合——その1）において，次のように定められている。

「(1) 当会社は，下表のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては，保険金を支払いません。

①	保険契約者（*1）または被保険者の故意または重大な過失
②	保険金を受け取るべき者（*2）の故意または重大な過失。ただし，その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には，保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

・・・

- (\*1) 保険契約者が法人である場合は，その理事，取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (\*2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は，その理事，取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。（以下，略）」

また、イーデザイン損害保険株式会社（東京海上グループ）の自動車保険普通保険約款によれば、人身傷害補償条項4条（保険金を支払わない場合）において、次のように定められている。

「(2) 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ①被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害（以下、<sup>(2・3)</sup>略）」

## 第2章 重過失の概念

### 第1節 重過失免責の趣旨

改正前商法641条の趣旨ないし法的根拠に関する学説は、次のように<sup>(4)</sup>分類される。(i) 一般責任理論説（自らの有責行為の責任は当該行為

---

(2) 保険法の制定前において、損害保険会社の扱う保険の約款には、保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意免責の規定はあったが、1975年から重過失免責の規定は定められていなかった場合もある（山下友信『保険法』462頁（有斐閣・2005年））。普通傷害保険普通保険約款3条1項1号・2号（昭和22年8月1日実施、平成8年9月1日改定実施）参照。しかし、現在、本文で示しているように、損害保険会社の扱う保険の約款においても、重過失免責に関する規定が定められていることから、本稿において災害関係特約に関する検討の内容は参考になると考える。

(3) 人身傷害補償保険（人身傷害補償条項）には、本文で示した規定とは異なり、「被保険者の故意または極めて重大な過失（事故の直接の原因となりうる過失であって、通常の不注意等では説明の出来ない行為（不作為を含みます。）をとまなうものをいいます。以下この条において、同様とします。）によって生じた損害」を免責事由として定めることもある。東京海上日動火災保険株式会社の自動車保険普通保険約款第2章傷害保険第1節人身傷害条項3条2項1号参照。「極めて重大な過失」に関する検討は改めて行なう。「極めて重大な過失」について、とりあえず、高島・前掲注(1)61頁、および、近時の裁判例として、福岡地判平成19年7月13日判時2005号83頁参照。

(4) 大森忠夫「被保険者の保険事故招致」同『保険契約の法的構造』203頁（有斐閣・1952年）、坂口光男「保険事故招致」法学論叢43巻4＝5号195

## 災害関係特約における重過失の概念

が負担すべきであって、他人に転嫁しえない)、(ii) 損害回避義務説・真正義務説(保険契約の締結により、保険契約者は損害回避に向けられた法的義務を負う)、(iii) 偶然性欠如説・技術説(招致された事故は偶然性を欠く)、(iv) 条件説・信義則説(条件の成就によって利益を受ける当事者は信義則に反して条件を成就させてはならない)、(v) 公序説・公益的見地説(保険事故の反社会的弊害を考慮し、公序良俗の見地から保険金の支払が容認されない)、(vi) 危険除外説(保険事故招致は、通常、保険者が引き受けることを欲しない高度の危険である)に分けられる。<sup>(5)</sup>

### 第2節 重過失の概念に関する判例の立場

改正前商法641条にいう重過失の意義に関して、直接にその解釈を示した最高裁判決は存在しないが、貨物海上保険契約に関して判示した大審院判決が存在する。大審院は、大判大正2年3月20日において、船舶の構造上の欠陥に起因する本件損害は海上危険の中に含まれるとしたう

---

頁(1970年)、同「保険事故の招致と保険者免責」同『保険契約法の基本問題』51頁(文真堂・1996年)、竹瀨修「保険事故招致免責規定の法的性質と第三者の保険事故招致(1)」立命館法学170号56頁(1984年)、木下孝治「判批」文研事例研レポ111号4頁(1995年)、高島・前掲注(1)64頁参照。

(5) 改正前商法641条の立法過程について、竹瀨・前掲注(4)50頁、石原全「判批」判評418号55頁(判時1470号217頁)(1993年)、高島・前掲注(1)64頁参照。

(6) 民録19輯1036頁。本件は、荷主XとY損害保険会社との間で貨物海上保険契約が締結され、Yの負担する危険は貨物に損害を生ずべきすべての海上危険とされ、不可抗力に起因しない損害および船員の重大な過失に基づく損害については免責される旨の特約がなされていたところ、貨物を満載したAの汽船が港で陸揚のため注水を行った際、同汽船の測水管に破損があったため貨物が浸水し損害を生じたという事案である。判批、加藤修・海事判百(増補版)172頁(1973年)、谷川久・商法(保険・海商)判百206頁(1977年)、井上明・損保判百192頁(1980年)、岩崎憲次・損保判百(第2版)164頁(1996年)。

えで、船員の重過失の有無について、「過失トハ違法有害ノ結果ヲ避クルニ付キ為スヘキ注意ヲ缺如スル状態ヲ指称シ其注意ヲ要スヘキ程度ハ取引ノ性質各場合ニ於ケル事物ノ状況等ニ依リ一様ナラサルモ本件ノ如キ場合ニ於テハ船員ハ船積運送品ニ対シ善良ナル管理者ノ注意ヲ為スヘキモノナレハ普通注意ヲ用フル人カ其場合ニ於ケル事物ノ状況ニ応シテ為スヘキ注意ヲ標準トシ其程度ニ相当スル注意ヲ缺如スルハ過失ニシテ其缺如ノ最モ著シキモノハ重大ナル過失ナルコト疑ヲ容レス從テ重大ナル過失トハ如上相当ノ注意ヲ為スニ及ハスシテ容易ニ違法有害ノ結果ヲ予見シ回避スルコトヲ得ヘカリシ場合ニ於テ漫然意ハス之ヲ看過シテ回避防止セザリシカ如キ殆ト故意ニ近似スル注意缺如ノ状態ヲ指示スルモノトス」と判示し、本件約款にいう重過失とは故意に近似する注意欠如の状態を指すとの解釈を示した。これにより、運送契約上の運送人の重過失とは、通常人のなす注意よりも軽度な注意すらしないことで、ほとんど悪意に近いものと解されている。<sup>(7)</sup>

最高裁は、最判昭和32年7月9日において、「失火責任ニ関スル法律」但書にいう重過失に関して、大審院大正2年判決を引用して、「重大な過失とは、通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すもの」であると判示している。さらに、最判昭<sup>(8)</sup>

(7) 潘・前掲注(1)88頁。

(8) 民集11巻7号1203頁，法律新聞64号4頁，最高裁判集民事27号55頁。本件は、X（原告・控訴人・上告人）が、Y（被告・被控訴人・被上告人）に対し、Yの重過失による失火により家屋において火災が発生し、損害を被ったとして損害賠償を請求した事案である。判批，石本雅男・民商37巻1号70頁（1958年），館忠彦・民事研修10号31頁（同），三宅多大・最高裁判例解説民事篇昭和32年度15頁（1958年）。戸出正夫「失火責任法における重過失の意義——商法第641条所定の重過失の意義序説——」石田満編『保険法学の諸問題』115頁（文眞堂・1980年）参照。

## 災害関係特約における重過失の概念

(9)  
和44年11月21日において、民法715条において被害者の重過失を問題とする場合、「相手方の故意のみでなく重大な過失によつても使用者が損害賠償の責を免れるのは、公平の見地に照らし、被用者の行為の外形に対する相手方の信頼が、重大な過失に基づくときは、法律上保護に値しないものと認められるためにほかならないから、ここにいう重大な過失とは、取引の相手方において、わずかな注意を払いさえすれば、被用者の行為がその職務権限内において適法に行なわれたものでない事情を知ることができたのに、そのことに出でず、漫然これを職務権限内の行為と信じ、もつて、一般人に要求される注意義務に著しく違反することであつて、故意に準ずる程度の注意の欠缺があり、公平の見地上、相手方にまったく保護を与えないことが相当と認められる状態をいうものと解するのが相当である」と判示されている。また、最判昭和51年3月19日<sup>(10)</sup>において、国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約（い

---

(9) 民集23巻11号2097頁，判時577号65頁，判タ242号171頁，金判202号16頁。本件は、Y商事の商号で金融業を営むY（被告・控訴人・被上告人）の使用人Aが、本件物件につき係争中で結果によってはX会社（原告・被控訴人・上告人）が所有権を取得し得ないこと等を秘匿し、Xを欺罔して売買契約を締結させ、代金名目下に金1,000万円を詐取したとして、XがYらに損害賠償を求めた事案である。判批，野田宏・法曹時報22巻3号198頁（1970年），同・最高裁判例解説民事篇昭和44年度589頁（1970年）。

(10) 判タ336号221頁。本件は、X（原告・控訴人・被上告人）は、ニューヨークのAからダイヤモンド9石を342万余円で買い受け、AとY航空会社（被告・被控訴人・上告人）とのニューヨーク・東京間のダイヤモンドの航空運送契約の荷受人とされた。Aは、ダイヤモンドを木箱に入れてYに引き渡し、Yはこれをニューヨークの空港で旅客機の貨物室に積載し、旅客機は、シカゴとシアトルに寄航して東京に到着したが、ダイヤモンドは木箱ごと紛失していた。Xは、Yに対し、運送契約上の債務不履行になるとして、損害賠償を請求したという事案である。判批，野上鉄夫・判評211号147頁（判時819号146頁）（1976年），原茂太一・金判506号2頁（同），杉江徹・ジュリ622号171頁（同），高田桂一・昭和51年度重判解説104頁（1977年），広瀬和久・法協94巻12号1843頁（同），榎本恭博・法曹時報31巻10号1646頁（1979年）。

わゆるワルソー条約) 25条1項にいう「故意に相当すると認められる過失」とは、「我が国の商法581条を準用する同法766条, 国際海上物品運送法20条2項の規定と同趣旨であると解され, 「我が国の法律上『重大な過失』を意味する」と解した上で, 「わずかな注意をしさせえすれば, たやすく手違いであることが分かったはずであり, そのような手違いがあれば, 本件木箱が滅失するであろうという違法有害な結果の発生を予見することができた場合であるのに, 著しく注意を欠如した結果, これを見過ごしたものであるということができ……本件木箱の滅失は, 上告会社の使用人が職務を行うに当っての重大な過失により生じたものであるといわなければならない」と判示されている。このように, 最高裁のいう重過失の概念は, 大審院大正2年判決の立場を踏襲しているといえる。

下級審裁判例では, 形式的には「故意に近い著しい注意欠如」という枠組みを用いながらも, 具体的な判断に際し故意との対比を試みて重過失の有無を判断したものはなく, むしろ行為義務自体が高められている場合, とりわけ, 業務上の注意義務違反がある場合に, その違反をもって重過失と判断する傾向にあると指摘される<sup>(11)</sup>。

これらのことからして, 裁判所の立場は, 最高裁昭和32年判決のそれが一般的であり, 重過失とは「注意を著しく欠く」ということであると解することができる<sup>(12)</sup>。

### 第3節 重過失の概念に関する学説

#### 1. 民事法上の重過失の概念

過失概念については, 民事法上, その終局において, 結果回避義務の違反というのであり, かつ, 具体的状況のもとにおいて, 適正な回避措

(11) 潮見佳男『不法行為法』170頁(信山社・1999年)。下級審裁判例について, 潘・前掲注(1)89頁以下参照。

(12) 中西・前掲注(1)2頁。



置を期待しうる前提として、行為者に予見義務に裏づけられた結果発生  
の予見可能性の存在を必要とするものであるとされる。<sup>(13)</sup>つまり、過失と  
は、損害の発生を予見し防止する注意義務を怠ることだということにな  
<sup>(14)</sup>  
る。

これに対して、重過失の意味については、著しく注意義務を欠いたも  
のと解する見解が伝統的な通説とされる。<sup>(15)</sup>この見解は、過失をもって一  
定の心理状態とする考え方を前提としている。近時は、過失を一定の義  
務違反ととらえる立場においては、一般人に要求される注意義務を著し  
く欠く場合をいうとしているもの、<sup>(16)</sup>注意義務違反の程度が特に著しい場  
合とするとしているものがある。<sup>(17)</sup>さらに、失火責任法に関する最高裁昭  
和32年判決と同様に、重過失を、ほとんど故意に近い著しい注意の欠如

---

(13) 東京地判昭和53年8月3日判時899号48頁。道垣内弘人「重過失」法  
教290号36頁（2004年）参照。

(14) 内田貴『民法Ⅱ 債権各論〔第2版〕』320頁（東京大学出版・2007年）。  
その限りにおいて、過失ありとされる場合は、(i)結果の発生を予見したが、  
結果回避義務の存在を認識せず、そのために適切な結果回避義務をとらな  
かった場合、(ii)結果の発生を予見する義務があるのに、予見せず、そのた  
め（存在する）結果回避義務をとらなかった場合に大別される（道垣内・  
前掲注(13)36頁）

(15) 加藤一郎『不法行為法（増補版）』75頁（有斐閣・1974年）。この見解  
に対して、重大な過失について、理論的には、過失概念の要素たる予見義  
務を、もっぱら意思の緊張感を欠くために予見できなかったことによって  
怠ったことと考えるべきであり、予見義務は、損害回避義務と同じく規範  
的判断によって生じるが、客観的な行動の逸脱によってこの義務に違反し  
たと判断されるべきではなく、意思の緊張を欠いたことによる怠りという  
点で、通常の過失とは性質を異にし、故意に近くなるが、加害の意思では  
内という点で、故意とも異なっていると考えるべきであるとする見解があ  
る（平井宜雄『債権各論Ⅱ 不法行為』74頁（弘文堂・1992年））

(16) 前田達明『民法Ⅵ 2（不法行為法）』253頁（青林書院新社・1980年）。  
「わずかな注意さえすれば、たやすく予見できたこと」を重過失の内容と  
するべきであるとする見解がある（道垣内・前掲注(13)39頁）。

(17) 幾代通＝徳本伸一『不法行為法』45頁（有斐閣・1993年）。

の状態をいうと解する立場がある。<sup>(18)</sup>

民法法に関する近時の有力な見解によれば、重過失の意味合いは、重過失の有無の判断において、行為者の負っている注意義務の程度を考慮に入れるか否かの違いにより、2つの類型に分けられる。まず、「ほとんど故意に近い」ということを重過失の重要な要素と見るときには、行為者の注意義務の程度を考慮せず、「わずかな注意さえすれば、たやすく」予見できることを要件とし、このときは「予見の必要だった注意の程度」が小さいことが要件となるとする。これに対して、行為者の負っている注意義務を問題とするときは、その注意義務の程度と、実際になされた注意との差を問題とし、「著しい注意義務の欠如」という言い方は、この場合に適合するとする。<sup>(19)</sup>

## 2. 保険における重過失の概念

保険における重過失の概念については、改正前商法641条の「重大ナル過失」の解釈を巡って論じられる。まず、(i) 重過失の概念を厳格に解する立場がある。この立場は、個々の事案において、保険者が故意による事故招致を立証することが困難であることから、いわば保険者による故意の立証を救うために、重過失を故意の代替概念と解するものである。それゆえに、重過失をできる限り狭く解して、準故意というべきものに限定するべきであるとする。<sup>(20)</sup>

(18) 四宮和夫『不法行為法』339頁（青林書院・1987年）。

(19) 道垣内弘人『『重過失』概念についての覚書』能見善久＝瀬川信久＝佐藤岩昭＝森田修編『民法学における法と政策（平井宜雄先生古稀記念論文集）』561頁（有斐閣・2007年）参照。

(20) 田辺康平『新版現代保険法』113頁（文眞堂・1995年）（保険契約者または被保険者の重大な過失によって生じた保険事故による損害について、保険者の免責が認められているが、これは一般に、故意の立証が困難なため、重過失を立証することによって、實際上、故意をとらえるためのものと解されるべきであり、重過失はなるべく狭く解するべきである）、石田満『商法Ⅳ（保険法）（改訂版）』194頁（青林書院・1997年）（改正前商法では、「悪意」とならべて「重大なる過失」を主観的要件としているが、

## 災害関係特約における重過失の概念

これに対して、(ii) 重過失の概念を通常の意味（一般人に要求される注意義務を著しく欠くこと）に解する見解がある。この立場は、重過失免責は故意免責を補完する機能を果たしてはいるが、重過失の意義は、一般人を基準とすれば、はなはだしい不注意をいうということだけで足り、故意が高度に疑われる場合に限り重過失免責を適用するというような限定的な解釈を行うべきではないとし、このことは、損害保険および傷害保険に妥当するとする。<sup>(21)</sup>

---

このことは、「悪意」の立証は難しいので、「重大なる悪意」をこれと並べている）、江頭憲治郎『商取引法（第6版）』455頁（有斐閣・2010年）（悪意の立証が困難なケースが多いからであり、ここでいう重過失は、悪意に準ずる狭い範囲に限定して解するべきである）。同旨、山野嘉朗・判タ729号35頁（1990年）（損害保険会社の扱う傷害保険の約款では、重過失免責が定められていないことから、不注意が著しい程度で保険保護を与えないことはすべきではないという保険契約者側の利益保護の観点から重過失免責を置くこと自体は無効とはいえないとしても、その趣旨として、故意の事故招致の立証が困難であるため、重過失免責を故意免責を補完するための免責事由として位置づけ、免責の適用範囲を極力縮小すべきである）、戸出正夫「商法641条所定の重過失の意義」吉川栄一＝出口正義編『商法・保険法の現代的課題（石田満先生還暦記念論文集）』304頁（文真堂・1992年）、黒沼悦郎「保険事故の招致と保険者の免責」坂口光男編『損害保険の法律問題』69頁（1994年）、甘利・前掲注(1)251頁。改正前商法641条を巡り、本来ならば、これは、故意のみを問題としてもよいが、故意の立証が難しいことに鑑みて、重過失の場合も含めて規律しようとするものであり、このことは、モラル・ハザードの防止の必要性から来るものと理解できるという立場（道垣内・前掲注(19)566頁）は、(i)に含まれよう。また、免責条項の解釈にあたり、その条項・依拠する法律規定の趣旨を斟酌することが認められてしかるべきであるとして、重過失とは、保険金支払が信義則上不当とされる場合と解する説（久保田光昭・ジュリ1036号126頁（1993年））もまた、広くとらえると(i)に含まれるのではなからうか。

- (21) 山下・前掲注(2)368頁。同旨、中西・前掲注(1)13頁（同じ重過失という言葉が使われている以上、民事法上の重過失と同じ意味に解するのが自然である。ある保険契約においていかなる事故について保険者が保険金を支払うこととするかは、対価としての保険料の額とともに、原則とし

さらに、(iii) 顧客の一般的理解に合致するとする立場がある。これは、重過失のような抽象的条項を解釈する場合には、附合契約における一般人の理解を考慮すべきであり、一般人が保険者に免責を与えるということが当然であると認めることができるような過失をいうと解しており、その立場の基本には、保険の利用者は、自己の不注意が保険によりカバーされると期待するということがある<sup>(22)</sup>。この見解の基本的な立場にみえる保険の利用者の期待を考えれば、重過失をできる限り狭く解することが望ましいといえることから、(iii) は (i) に近い見解であると考えられる。

### 第3章 災害関係特約における重過失の概念<sup>(23)</sup>

【1】秋田地判昭和31年5月22日下民集7巻5号1345頁<sup>(24)</sup>

<事実の概要>

- 
- て保険者の自由に決定しうる問題であり、保険事故招致に関する免責事項は、約款の保険事故の範囲を概括的に定める条項とあいまって、保険者が保険金の支払をなすべき場合の範囲を具体的に定める機能を持つものである。したがって、約款において重過失を保険者免責事由としているときは、原則としてその文言に応ずる効果を認めなければならない)、竹瀆・前掲注(1)32頁(契約当事者は、その文言が通常有する意味を前提にしているであろうし、当事者の意思に沿う)、同「火災保険における被保険者の保険事故免責」民商114巻4=5号98頁(1996年)、木下・前掲注(4)4頁、田邊光政「災害保険特約における重過失・犯罪免責について」『保険法の現代的課題(三宅一夫先生追悼論文集)』412頁(法律文化社・1993年)、西村捷三「保険における重過失免責と故意受傷」『三宅追悼』前掲462頁。
- (22) 松岡誠之助「判批」保険百選100頁(1966年)、山下丈「判批」政経論叢26巻1号59頁(1976年)、古瀬村邦夫「生命保険契約における傷害特約」ジュリ769号145頁(1982年)、石原・前掲注(5)52頁。
- (23) 以下に示す判例の事案は、原告からの保険金等の支払請求に対して、被告保険会社または共済組合等が、当該保険事故は被保険者または被共済者の(故意または)重過失によるものであるとして、災害関係特約等に關する保険金の支払を拒否しているものであることから、当事者間の争いについては省略する。

## 災害関係特約における重過失の概念

Aは、Y生命保険会社（被告）との間で、被保険者A、死亡保険金受取人X（原告。Aの妻）とする傷害特約付きの生命保険契約を締結した。Aは、軽自動二輪車を運転して国道を走行中、国鉄羽越線「両前寺踏切」手前に差しかかった際、突如列車の非常警笛により、初めて列車の追走して来るのを覚知したが、列車避難の措置を考慮する間もなく踏切に突入し、列車にはねられ、死亡した。

<判旨>請求認容。

「Aが軽自動二輪車による遠乗経験が少ないのに制限速度に反し時速60軒を超える速度で運行し、且つ踏切一時停車の措置をも採らず、踏切を通過しようとしたとしても……国道は市街地を離れた交通量の少ない所であり、且つ踏切手前4百米迄は約5百米の間国鉄線路に平行して両者の間に視野をさえぎる障害物もなく、列車の運行も容易に予知し得る地形状況下において、列車より相当距離を先行していたため列車の追走してくるのを全然予知せず、又右踏切手前4百米附近から約120米の切通し道路を迂回しているうち列車に接近されたにも拘らず、自車の爆音と切通し小山にさえぎられて警笛を聞き洩らし、列車の接近を知覚しえなかったのみならず、反対方向より踏切を横断してくるバスを認めたことなどから踏切通過を安全と思料したような本件の場合においては……Aに過失ありといい得ても……本件傷害特約保険約款……のいわゆる『重大な過失』ありといえないというを相当とする。……保険契約における……基本的義務違反を以て被保険者が自ら招いた事故に基いて保険金を請求することが信義に反し又は公の秩序善良の風俗に反し、延いては保険制度の目的に反するような義務違反の趣旨なりとせば、Aの……交通取締法規違反は都鄙における現在の交通の実状では、直ちに基本的義務違反ということはできないし、又若し基本的義務違反を以て保険経

---

(24) 判批，里村育施・生保判百170頁（1980年），同・生保判百（増補版）170頁（1988年），小松英貴・文研事例研レポ18号6頁（1986年）。中西・前掲注(12)6頁～7頁・17頁～18頁参照。

営の技術面から要請される義務違反の趣旨なりとせば……保険契約のような附合契約の場合においては、一般人が容易に理解し得るように規定するを望ましいものというべく……免責条項においては殊更に条項の概念の明確は望ましいものというべきを以て……『重大な過失』という如き抽象的条項の解釈に際しては附合契約における一般人の理解という点を考慮してなさるべきものとする。……被保険者の重大な過失とは、保険者に免責を与えることが当然であると一般人が認め得るような被保険者の過失と解すべきであり、そうだとすると、若しAの……交通取締法規違反を以て被保険者に重大な過失ありとするならば都鄙における交通の現状では、一般人は傷害特約保険契約の締結をちゅうちょするであろうし、延いては保険経営の技術面においても支障を来たす結果となるを以て保険経営の技術面から要請される義務違反として重大な過失ありともいえない。」

本件において、秋田地裁は、制限速度違反、踏切一時停車措置の懈怠等の交通取締法規違反を認めながらも、地理的状况により列車の接近を知覚しえなかったこと、反対方向からのバスの進行等で踏切を安全であると思ったことを指摘し、Aに過失があるといえるとしても、約款所定の重過失には該当しないとしたうえで、かかる交通取締法規違反について、被保険者がみずから事故を招致しない義務違反を保険契約の基本的義務違反と解した場合、交通の実状では、かかる違反は基本的義務違反とはいえないと判示している。さらに、同地裁は、保険契約の基本的義務違反を保険経営の技術面から要請される義務違反の趣旨と解する場合でも、保険契約のような附合契約では、重過失とは、保険者に免責を与えることが当然であると一般人が認めうるようなものでなければならぬと判示し、一般人の理解可能性という点から重過失を判定すべきとの見解をとっている。<sup>(25)</sup>このように、秋田地裁は、災害特約関係でいう重過

(25) 本判決は、保険契約における重過失の判定に関して曖昧な理論展開がなされているが、保険契約における重過失が単に取締法規に違反したか否

## 災害関係特約における重過失の概念

失を民法でいう重過失とは異なる意味に解しているといえるが、災害特約関係でいう重過失を本判決がいう意味に解するのは合理的理由に乏しいだけでなく、これでは軽過失との限界づけが困難となり、本判決のいう「一般人の理解」は困難になるのではないかと指摘がある。<sup>(26)</sup>

【2】東京地判昭和34年1月28日判時181号22頁<sup>(27)</sup>（損害保険会社の事案）  
＜事実の概要＞

X（原告）は、Y損害保険会社ら4社（被告）との間で、被保険者Xとする複数の傷害保険契約を締結した。Xは、列車に乗っていて気分が悪くなり、吐瀉するため停車中の列車のデッキに腰かけていたが、席に戻るため立ち上ろうとして中腰になった時に列車が発進し、その衝撃で車外に転落した。Xは左足を列車にひかれ、左下腿粉碎骨折の傷害を受け、医師により左足を膝関節で切断された。

＜判旨＞請求棄却。

「列車の発進が乗客に与える衝撃は、当該列車を牽引する機関車の制動機及び各客車、貨車を連絡する連結機の模様並びに当該列車を運転する運転士の技倆によって相違することが認められるが、さらに列車の後部程衝撃が大であることは、吾人の経験則上明かである。……列車内で吐き気を催した場合、上記役は便所において吐瀉するの安全の如くはないが、列車が駅に停車中であって客車のデッキから車外に向って吐瀉する場合には、客車昇降口の把手を両手をもって確固と握り、列車発進の衝撃により車外に振落されることを未然に防止すべき注意義務があるものといわねばならない。Xが……本件列車から吐瀉した際……注意義務を遵守したことを認めるべき証拠はなく、吐瀉した後立上らんとして中

---

かでは認定しえないこと、相当程度重いものでなければならないことを示し、以後の保険契約上の重過失解釈を方向づけたと評価されている（里村・前掲注(24)生保判百（増補版）171頁参照）。

(26) 中西・前掲注（1）18頁。

(27) 判批，松岡・前掲注(22)100頁，竹内昭夫・損保判百196頁（1980年）。中西・前掲注(1)7頁参照。

腰になった際列車発進の衝撃を感じ、急遽左手をもって客車の一部を掴んだのにすぎないこと……には著しい注意義務の懈怠があるものといわねばならない。」

本件において、東京地裁は、重過失概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している。ところで、具体的事案において重過失があったか否かは、それぞれの場合における事実関係に則して判断するほかないが、この判断は、各種保険の社会的経済的機能に照らし、当該事故について保険金を支払い、または支払わないことが信義則の原則および公序良俗の観点からみて妥当かどうかという見地に立ってなされるべきであるという観点があるが、この観点から本件をみると、社会通念上の著しい不注意と保険における重過失とを同視することには問題があり、保険における重過失とは、保険者に免責を与えることが当然であると一般人が認めるような過失であるとして（【1】）、傷害保険契約における重大な過失の範囲は厳格に解するのが妥当であると解した上で、本件のような場合、被保険者が保険金を請求することは公序良俗に反しないばかりか、保険者が保険金を支払わないことのほうが信義則に反するといえるとの指摘がある。<sup>(28・29)</sup>さらに、本件判旨は「客車昇降口の把手を両手をもって確固と握り、列車発進の衝撃により車外に振落されること

---

(28) 松岡・前掲注(22)101頁、竹内・前掲注(27)197頁。重過失の意義は保険制度の目的との関連において判断されるべきであって、一般的世間的意味で著しい不注意があったとしても、必ずしもこれをもってただちに保険における重過失にあたるべきでない、そして、保険の利用者は、複雑な環境のもとで自己の不注意が保険でカバーされることを期待しているのであって、これが現今の保険制度の重要な要素となっていると指摘される（松岡・前掲(22)101頁）

(29) 本件判旨がXの重過失を認めたのは、判旨のいう間接的な情況事実、すなわち、Xに保険金目当ての意図があったことを推測させる事実が認定されたことが強く影響しているように推測され、この事実を加味して判断すれば、本件事案についての判旨の結論には相当の理由があると指摘される（松岡・前掲注(22)101頁）。



## 災害関係特約における重過失の概念

を未然に防止すべき注意義務がある」のにしっかり掴んでいなかったのは重過失にあたと判示しているが、これだけで重過失というのは無理ではなかろうかとの指摘がある<sup>(30)</sup>。

【3】大阪地判昭和47年7月31日判時682号76頁，判タ282号209頁<sup>(31)</sup>

### <事実の概要>

AとX（原告。Aの妻）は、Y生命保険会社（被告）との間で、被保険者A，死亡保険金受取人Xとする災害保険特約付き等の生命保険契約をそれぞれ締結した。AはバーテンBを遊びに誘い出し，2人で午後11時頃までビールを飲んだ後，B等を同乗させてドライブに出た。運転の未熟で無免許のBに運転を交代させたところ，Bはコンクリート蓋に激突させる事故を起し，Aは死亡した。Bは，ドライブに出る頃は相当酔っていた。

### <判旨>請求棄却。

「AはBが本件当時19才の年少であり，運転も未熟であること，そのうえ数日前から引続きの遊びによる疲労に，本件事故前の飲酒により相当酒に酔っていたことを知りながら，あえて運転を交替させ運転させ，その運転中何らかの指示も注意もしなかったことが認められるのであるから，Aに本件事故につき，したがってそれに伴う同人の死亡につき，重大な過失があったものと断ぜざるをえない。」

本件において，大阪地裁は，重過失概念に言及することなく，被保険者の重過失の有無を判断している。その場合，裁判所は，Aは，疲労し，飲酒している運転未熟で無免許のBに運転させ，かつ，運転について指示をしていなかった行為に起因して死亡したものであり，その行為には

---

(30) 松岡・前掲注(22)101頁，竹内・前掲注(27)197頁。

(31) 判批，大沢康孝・ジュリ604号129頁（1976年），山下丈・政経論叢26巻1号（同），中西正明・商事法務768号62頁（1977年），石神稔・生保判百174頁（1980年），同・生保判百（増補版）174頁（1988年）。中西・前掲注(1)7頁～8頁参照。

重過失があると判示している。

【4】大阪地判昭和48年5月31日判タ300号276頁<sup>(32)</sup>

<事実の概要>

X（原告）は、Y生命保険会社（被告）との間で、被保険者Xとする災害保障特約付き生命保険契約（生命保険金額、災害保険金額はともに200万円）を締結した。保険契約の災害保障特約7条には、Xが不慮の事故を直接の原因として手指を失ったときには、災害保険金の3割を傷害給付金としてXに支払う旨定められていた。Xは、自宅ベランダにおいて木材の切込み作業中、手斧が飛び左手指近位指節間関節を切断したとして、傷害給付金の支払を求めた。

<判旨>請求棄却。

「Xは、本件受傷前1年以内に7件の災害保障特約付生命保険契約を締結し、しかも、災害保険金は、いずれも、当時としては最高額の金200万円であり（これに反し、生命保険金は本件保険契約においても、災害保険金と同額の金200万円にすぎない）、とくに、本件受傷前1月以内に実に5件という異常に多く保険契約に加入しているのであり、しかも、X自身平常保険料の支払を継続している生命保険契約に加入していなかつたのである。（かつて加入していた2件の生命保険契約も昭和42年6月頃の交通事故の発生により災害保険金を受領したあと保険料を払わずに、そのまま終了したのである。一般的にいえば、事故にあえば、ますます、かかる保険契約の必要性が痛感されるのと逆なことをXはしたのであるといえよう。）また、本件受傷も、左手の人差指1本のみの傷害であつて、他になんらの受傷もないといういわゆる故意受傷の典型に属する傷害の部位・程度である。

以上のように考えてみると、本件受傷は、Xにおいて十分に合理的な事由を立証しえないかぎり、むしろ、Y主張のように、Xの故意による

---

(32) 判批，山下丈・政経論叢26巻6号115頁（1977年），横山季由・生保判百172頁（1980年），同・生保判百（増補版）172頁（1988年）。

## 災害関係特約における重過失の概念

受傷であると推認するのが相当である。』

「あれこれ考えてみると、本件受傷がX主張のような所為の際、偶然に生じたということはでき」ない。

本件において、大阪地裁は、被保険者の受傷をこの者の故意によるものと判断していることから、被保険者の重過失の有無については触れていない。ただ、裁判所は、故意によるものと判断するに際し、被保険者の一連の行動から、この者について保険金取得の意思の存在を見ているのではないかと考えられ、その限りにおいて、本件受傷も故意受傷の典型であるとしているといえる。

【5】大阪地判昭和48年6月25日文研生保判例集2巻53頁

<事実の概要>

X（原告）およびAは、Y生命保険会社（被告）との間に、被保険者Aとする災害給付特約・災害保障特約付き生命保険契約を締結した。Bが国道で工事中に、停車中の同所有のダンプカーに、A運転の自動車が発衝突し、Aが死亡した。

<判旨>請求棄却。

「Aは、バーCで……多少飲酒したものと推認するのが相当である。」  
「Aが（ダンプカーの：筆者挿入）右側を追い抜いて左側に入ったとたんにダンプに追突したわけではなく、Aの車は、事故現場より手前で……相当の高速で他の車を追い抜き道路左側へ入りヘッドライトやブレーキの異常もないのに、暗夜とは言え、保安灯は勿論、巨大なダンプカーすら殆ど気づかないまゝ直進しノーブレーキで、真正面のダンプ後部に激突したものであって、高速のまゝ酒の酔いが影響したか、居眠りか、わき見か、何れにせよ運転者に要求せられる最も重大な注意義務の一つでもある前方注意、前方注視義務を全く怠ったものとする外はない。」

「約定にいう過失は相当に重大な過失であることを要するものと考ええるが、運転者Aの……前方を全く注意、注視しなかったという点は正に重大な過失にあたる」。

本件において、大阪地裁は、災害給付特約および災害保障特約を定めた約款にいう重過失は、「相当に重大な過失であることを要する」と判示しており、重過失の範囲を厳格に解していると評価できる。

【6】大阪地判昭和48年12月22日文研生保判例集2巻70頁

<事実の概要>

X（原告）は、Y生命保険会社（被告）との間で、被保険者Xとする災害保障特約付き生命保険契約を締結した。Xは、鉄道の高架下の北側の道路を東南に向けてタクシーを運転し、時速約30kmの速度で東側のトンネルを抜けようとしてハンドルを右に切って入口に差しかかった際、小学生が自転車を運転してトンネル内を対向してくる姿を間近に発見し、衝突を避けるため急ぎハンドルを右に切ったところ、入口付近の左側側面に衝突し、頸部等に受傷し、81日間入院した。

<判旨>請求棄却。

「本件事故が発生したについては、本件事故現場付近のごとく相当慎重な運転が要される場所を通行するには非常なスピードの出しすぎ……右折方法（進入角度の不適切）……前方不注視ないし前照灯（本ライト）不点灯による自転車発見の遅れ……および自転車発見後の運転操作の不適切……という4つの過失（とりわけスピードに関する過失が大きい）の競合があったことが認められ……本件事故の発生についてはXに重大な過失があったものと」いうべきである。

本件において、大阪地裁は、重過失概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している。その場合、裁判所は、Xの、①スピードの出しすぎ、②進入角度の不適切、③前方不注視ないし前照灯不点等による自転車発見の遅れ、④発見後の運転操作の不適切の4つの過失が競合していることを理由として、本件事故発生についてXに重過失があるとしている。

【7】大阪高判昭和49年11月13日文研生保判例集2巻103頁【5】の控訴審判決)

<事実の概要>

【5】に対して、X（原告・控訴人）が控訴した。

<判旨>控訴棄却。

Aの行為が重過失によるものであることについては、原審判決と同旨。

【8】大阪高判昭和51年3月25日文研生保判例集2巻138頁【6】の控訴審判決)

<事実の概要>

【6】に対して、X（原告・控訴人）が控訴した。

<判旨>原判決取消，控訴認容。

事故当時の状況のうちの主要部分をなす、X車がトンネル内へ進行しようとするときの速度等の真相を把握することがはなはだ困難である。

(一)「自転車が中央壁より、X車が東側壁面よりそれぞれ最小限のゆとりを置いて進行すれば、自転車とX車とは……間隔を保って対向通過することができないではないが、トンネル内の狭い限られた場所での距離感覚にくるいの生ずることのあり得ることを考えれば、Xとしては……時速25キロメートル以下に減速していなければならなかったと言えるし……東側トンネルの北入口には一方通行の標識はなく、東側トンネル内を南より北へ通行する人や自転車が絶無とは言えないまでも、一般に東西トンネルを1つの道路の左右と考へ、東側トンネルを南行車輛が、西側トンネルを北行車輛が通過することが通常の状態であったことが認められるから、東側トンネルを北行してくる自転車を発見したXとしては、意外に感じ、ろうばいしたことは察するに難しくなく、減速していなかったことと相まって、ブレーキを踏み把手を左に切り自転車との衝突を避けることができたものの、東側壁面……へ衝突したことは、とっさの場合の把手操作が不十分であった過失があるものと言わねばならない。しかしXが3年6ヶ月以上のタクシー運転手としての経験や……平素通りなれた場所であること……を考慮に容れても右過失を以って未だ重過失と言うことはできない。」

(二)「時速40キロメートル近い速度でトンネル入口へ進行し……東側トンネルの中央付近に在る自転車を東側トンネル入口付近でX車が発見し、ライトを点灯していた状況であったとすると……その距離は10数メートル以上であるから、直ちに減速及び適宜の把手操作をすることによって、自転車を衝突する危険を避け、壁面に衝突することも回避し得たのであって、これを避け得なかったことは、減速を怠り把手操作を誤ったことによるもので、他に然るべき事情の窺われない本件では重大な過失があったものと言うことができる。」

「(一)の状況のもとでは重過失を認めることができず、(二)の状況のもとではこれを認めることができるのであるが、本件に於ては事故発生状況を右のいずれか……その他の状況であったかを確認しえないのであるから、結局Y(被控訴人)の抗弁の重過失に基づく事故と断定することはできない。」

本件において、【6】の控訴審である大阪高裁は、重過失概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している。トンネルに入った時のX車の時速を2つに分けて検討した結果、Xの一連の行為については、Xが述べること以外の第三者的証拠はなく、Xの述べるところからは事故発生状況を確認できないので、Xの重過失による事故と断定できないとして、Xの請求を認めている。控訴審【8】のほうが分析において詳細であるが、Xは車の運転を職業とするということを考慮すると、Xについて重過失の有無を判断する場合には、その適用の範囲を通常人以上に広くすべきであると考ええる。

【9】高知地判昭和53年9月27日文研生保判例集2巻214頁

<事実の概要>

Aは、Y生命保険会社(被告)との間、被保険者A、死亡保険金受取人X(原告)とする災害割増特約付き生命保険契約を締結した。Aは、普通乗用車にBを同乗させ、時速30ないし40キロメートルの速度でダムの上の道路を通行していたところ、道路を曲がり切ることができず、車

## 災害関係特約における重過失の概念

ごとダムに転落し、水死した。

＜判旨＞請求棄却。

「Aは、本件事故前の飲酒により事故発生当時酒に酔っており、そのために正常な車の運転ができない状況にあったものと推認でき、このような場合、車の運転者としては酔いがさめて正常な運転ができるようになるまで運転を差し控えるべきで、これを怠った同人には、本件事故の発生とこれに伴う同人の死亡につき重大な過失があったものと断ぜざるをえない。」

本件において、高知地裁は、重過失概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している。その場合、裁判所は、正常な車の運転ができないほどの飲酒の状況を重過失として認定しているといえる。

【10】大阪地判昭和54年5月31日文研生保判例集2巻234頁

＜事実の概要＞

Aは、Y生命保険会社（被告）との間で、被保険者A、死亡保険金受取人X（原告）とする災害保障特約付き等の3件の生命保険契約を締結した。Aは、日没後、一般人の立ち入りが禁止されている路面電車の専用軌道内に立ち入り、線路上を歩行中に電車に接触して死亡した。

＜判旨＞請求棄却。

「本件事故は、酒に酔ったAが、日没後、付近住民らが便宜通行に利用していたとはいえ一般人の立入りが禁止されている本件事故現場の軌道敷内に立入ったうえ、軌道敷脇道路の通行人からも電車が接近してくるとの注意を受け、自らもこれに気付いておりながら、そのまま接近しつつある電車の進路前方の線路上を歩き続けたというAの一方的過失によって発生したものである」。

「そのような行動が本件事故のような重大な結果をもたらすであろうことは、僅かの注意によってたやすく予見することができたはずである」。「Aは、接近して来る電車が確実に通過して行くこととなる線路上を、自ら避難しようとしても間に合わなくなる至近距離に接近するまで、

その電車に向かって頑なに歩き続けたということになるのである。それは、酔余接近する危険に対する判断を誤ったか……将来に絶望し、医師から厳禁されている酒を飲んだうえ、本件事故現場付近をふらついているうち、自暴自棄となり、電車の接近を知りつつも、接触する直前まで、敢えて危険を避けるための積極的行動に出ようとしなかったものであるとでも考えなければ、理解しがたい行動である。……本件事故は、Aの極めて重大な過失によって発生したものといわざるをえない。

本件において、大阪地裁は、重過失概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している。その場合、裁判所は、Aが、①医師から厳禁されている酒を飲んだこと、②電車の接近を知りつつも、危険を避けるための積極的行動に出ようとしなかったことが重過失にあたりと判示していることから、重過失の認定にあたり、被保険者が危険を回避する行動をとらなかったことに注目していると解することができる。

【11】東京地判昭和55年1月17日文研生保判例集2巻267頁

<事実の概要>

Aは、Y生命保険会社（被告）との間で、被保険者A、保険金受取人X（原告。Aの妻）とする傷害特約付・災害倍額支払の生命保険契約を締結した。Aは就職先会社から解雇され、道路を歩行中、走行してくる自動車の進路前方に2度に渡り出ていき、1回目は自動車がブレーキをかけたため接触せず、2回目は接触して路上に転倒したにもかかわらず、すぐその場から起きあがり、歩行を続け、今度は進行してきたダンプカーの進路前方に倒れかかった結果、ダンプカーに轢過され、死亡した。

<判旨>一部認容。

Aの「死亡は多分に自殺ではないかとの疑いが持たれないではないが、同人が自ら死を選択せざるを得ないような動機、原因の存在をうかがわせるような証拠もなく（……解雇された事実だけでは、右自殺の動機として薄弱というべきである。）また、遺書等も残されていないことを併せ考えると……亡Aが自殺を図ったものと断定するにはなお躊躇せざる



## 災害関係特約における重過失の概念

を得ず、結局……自殺の事実を認定することはできず、他にこれを認めるべき証拠もない。しかしながら……殊に本件事故の態様からするならば、同人の死亡が、少なくともその重大な過失によるものであることは明らかというほかはい。」

本件において、東京地裁は、重過失概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している。その場合、裁判所は、Aが自動車の進路前方に3度に渡り出て行った行為を重大な過失による行為であると認定していると解することができる。

【12】名古屋地裁豊橋支判昭和55年8月4日民集36巻6号310頁，交民裁判例集15巻4号842頁，文研生保判例集2巻322頁

### <事実の概要>

Aは、Y農業協同組合ら2組合（被告）との間で、被共済者A，死亡共済金の受取人をX（原告）とする災害給付・割増特約付きの生命共済契約を締結した。Aは自家用車を運転中、道路右側に駐車中の普通貨物車に衝突し、死亡した。

### <判旨>請求棄却。

「損害保険契約に関しては（改正前：筆者挿入）商法641条が存し……ているが、その趣旨とするところは、このような被保険者の悪意若くは重大な過失による事故についても危険率の測定をすることが必ずしも不可能ではないけれども、このような悪質な事故を含めて算定するときには必然、危険率が高くなり、善良な一般加入者の負担すべき保険料も高率となるところから、予定された危険団体からの排除をはかったこと、換言すれば損害抑止義務に反し自から招いたともい、得る事故につき保険給付を請求することは保険団体に対する信義に反すること、又、このような悪質事故に対し保険給付をなすことは、事故発生抑止の念をおろそかならしめ、事故の増加にもつながる等公序良俗に反すること、等にあるものと思われる。」

「具体的な場合に同条にいう『重大な過失』に該当するか否かを考え

るにあたっては、被保険者と同種の職業地位にある者に課せられる注意義務の程度、当該人が右注意義務を怠った程度、これに対し向けられるべき社会的非難の程度、等を考え合せて、同事故に対し保険給付をなすことが保険団体に対する信義に反し、公序良俗に反するか否かにてらし決すべきものであり、故意に近似する注意欠如の状態である必要は必ずしもないものである。

保険契約は有償契約であるし、保険契約者は今日の複雑な生活環境のもとで、自己の不注意が保険によってカバーされることを期待して加入するものであり、保険の社会的、経済的機能の一端がその点に存することはいうまでもないから量的に多数の事例において保険給付のなされるように免責事由を解すべきものであろう。

しかしながら右の立言も平均的な社会人の常識的な行動範囲でのみ通用するものであり、社会常識を著しく逸脱し、高度の社会的非難を受けようような行為による事故に対し保険給付がなされなかったとしても、保険の機能に欠けるとか、加入者の期待に反するとは考え難いものといわなければならない。

……本件養老生命共済契約における本件免責約款の解釈に際しても同じように考えて支障ないものと思われる。」

「亡Aのアルコール血中濃度はいわゆる微酔の段階にとゞまるから、右血中濃度のみからは同人が酒酔いの状態にあったことは即断し難いものであるが……本件事故当時の同人の運転状況、すなわち闇夜、40軒制限の屈曲した路上を、時速70軒以上で高速運転をなし、而も進路前方の注視を怠って道路中央部を進行したため、見通し良好な場所にも拘わらず進路前方の巨大な駐車車両に対する回避措置が遅れたこと、27メートルの間、ブレーキを踏み放していたずらに自車を滑走させてそのまゝ追突に至らせてしまっている点を見ると、アルコールの影響により抑制力、注意力、判断力の低下があったものとしか考えようがないものである。」

## 災害関係特約における重過失の概念

「亡Aはアルコールの影響下に闇夜40キロ制限の屈曲した路上を前方注視を怠ったまゝ、時速70キロメートル以上の高速運転をして駐車車両に追突したものであって典型的な無謀操縦行為という外はなく、交通安全の意識が既に国民の間に定着した今日においてかゝる行為は本件共済契約における危険団体に対する背信的行為として免責事由所定の重大な過失に該当するものといわざるを得ない。」

本件において、名古屋地裁豊橋支部は、改正前商法641条および養老生命共済契約の約款にいう重過失に該当するか否かを考える場合、被保険者と同種の職業地位にある者に課せられる注意義務の程度、当該人がその注意義務を怠った程度、これに対し向けられるべき社会的非難の程度等を考え合せて、事故に対し保険給付をなすことが保険団体に対する信義に反し、公序良俗に反するか否かに照らして決すべきものであり、故意に近似する注意欠如の状態である必要はないと判示しており、重過失に関する一般的理解とは異なっている。そして、社会常識を著しく逸脱し、高度の社会的非難を受けるような行為による事故がこれに該当するとし、Aの行為は、アルコールの影響により抑制力、注意力、判断力の低下に起因するものであるとして、重過失を認定している。

【13】大阪高判昭和55年9月24日判タ440号146頁、文研生保判例集2巻<sup>(33)</sup>331頁（【10】の控訴審判決）

<事実の概要>

【10】に対して、X（原告・控訴人）が控訴した。

<判旨>控訴棄却。

「本件事故……現場は金網をはった柵により一般人の立入が禁止され、横断のためには特に踏切が設けられているのであるから、立入禁止を無視して……危険な場所に立入る者にはそれ自体重大な注意義務違反があるのみならず、立入った以上は、進行して来る電車から自己の安全を守

---

(33) 中西・前掲注(1)8頁・14頁～15頁参照。

るために特に強い注意を払う必要があるというべきである。』

「Aは立入禁止を無視して柵内の敷道敷に立入り、上り線路内を歩行していたところ、柵外を通行中のBから『電車が来るから危いですよ』と……注意されたにもかかわらず……歩きつづけた。

また、本件事故当時は日没後約1時間を経過し現場付近はかなり暗かったものの、前照灯を照射される側のAとしては、電車運転手が人影を認識する遠くから、前照灯をつけた電車に容易に気が付き得た筈であるのに、予め退避しなかった。更に電車運転手Cは本件事故現場の約50メートル手前でAを発見し直ちに警笛を吹鳴し、急制動の措置をとっているのであるから、この警笛を聞いてからでも退避の行動をとれば電車を避ける時間的余裕があったものと考えられる。』

「Aの行動は通常人の行動として理解できない極めて不注意なものであって、免責条項上の『重大な過失』があったものというほかはない。」

本件において、【10】の控訴審である大阪高裁は、Aは、①危険な場所に立入ることに重大な注意義務違反があること、②立入った以上は、電車から自己を守るために特に強い注意を払う必要があること、③Bから注意されたが、歩き続けたこと、④前照灯をつけた電車に気が付き得た筈であるのに、退避しなかったこと、⑤警笛を聞いてから退避の行動をとらなかったことが、通常人の行動として理解できない不注意なものであるとして、Aに重過失があると判示している。大阪高裁は、重過失の認定にあたり、原審【10】と同じく、被保険者が危険を回避する行動をとらなかったことに注目しているといえるが、原審【10】よりも詳細な認定をしている。

【14】東京地判昭和55年9月25日文研生保判例集2巻333頁

<事実の概要>

Aは、Y生命保険会社（被告）との間で、被保険者A、保険金受取人X（原告。Aの母）とする災害特約付き生命保険契約を締結した。Aは、自動二輪車を運転中に、交差点において、B運転の普通貨物自動車と出

## 災害関係特約における重過失の概念

会い頭に衝突して転倒し、頭部を強打して死亡した。

＜判旨＞請求棄却。

「Aは、死亡時満18才7ヶ月余の会社員であって、毎朝出勤のため……自動二輪車を運転して現場付近の東西道路を……通過するのが常であったから……現場付近の状況を知悉していたものと推認できるところ、本件事故当日はヘルメットを着用せずに、あたりに爆音をとどろかせる高速度で……進行し、現場から約10メートル東寄りの交差点の直前で乗用車1台を追越し、すでに赤信号になっていた同交差点を通り抜け、東西道路の中央線沿いを少くとも時速80キロメートル前後の速度で走行し……本件事故現場の交差点に進入してきたB運転の……普通貨物自動車を認めて制動措置をとるとともに右に転把して衝突を避けようとしたが、高速で走行していたためにほとんどハンドル操作ができず、また制動措置も間に合わないまま、交差点のほぼ中央、東西道路中央線から約20センチメートル北側、南北道路中央線から約90センチメートル西側において、自車前部をB運転車両の荷台右側面下部に激突させ、その北側路上に投げ出されて脳挫傷の傷害を負い……死亡した。」

「亡Aにはその制限速度違反の点のみをとっても過失があったと評価しうるばかりでなく、市街地で交通量が多く左右からの進入車両も少なくない本件事故現場付近を単車で、しかもヘルメットを着用せず……時速80キロメートル前後という高速道路並みの猛スピードで走行したというのであって、高速のため、制動に要する距離がきわめて長くなり、また急転把することがきわめて困難になることや、いったん事故が発生すれば、殆ど無防備に近い単車の運転者の場合その生命に直接係わる事故となることが必然的ともいえるものであること等に鑑みると、それ自体が事故発生の高度の蓋然性を含む極めて危険な無謀運転であって、言わば自殺行為に近いものと評価せざるを得ない。」

「被保険者の『重大な過失』とは故意と同視すべきほど重大な過失と解すべきであるところ、亡Aの運転行為は……極めて危険な無謀運転で、

自らを明白な危険にさらす自殺行為に近い所為と評価すべきであり、故意に事故の発生を招いた場合とほとんど同視し得るものであるから、亡Aには……『重大な過失』があったものといわざるを得ない。

本件において、東京地裁は、重過失とは、故意と同視すべきほどの重大な過失をいうと解し、制限速度違反、ヘルメットの非着用等によるAの運転行為はきわめて危険な無謀運転で、自らを危険にさらす自殺行為に近い所為であり、故意に事故の発生を招いた場合とほとんど同視し得るものであると判示している。重過失に関しては、一般的理解と同じであると評価できる。

【15】東京地判昭和55年10月31日文研生保判例集2巻337頁

<事実の概要>

Aは、Y生命保険会社（被告）との間で、被保険者A、死亡保険金受取人X（原告）とする災害死亡割増特約付き生命保険契約を締結した。Aは、道路工事現場において、B運転の大型貨物自動車の右後輪に轢かれ、即死した。

<判旨>請求認容。

「亡Aは、本件事故の前日、勤務先と同僚とビールを少し飲み午後10時半ころ……別れその後の足取り及び事故直前の挙動は一切不明であるが、同人においてこれまで特に酒乱と認めるべき性状は見当らないこと、訴外Bは右工事現場内に進入してから本件事故前までは訴外Cの車両の運転席で訴外Dを加えた3名で雑談をしていたが、その間及び訴外Cの車両への往来の際にも、亡Aに気づいていないことが認められ」る。

「亡Aが右工事現場に立入ったことは明らかであるが、酒に酔って車両の下に寝ていて轢かれたものか、車両の近くに立っていたまま巻き込まれて轢かれたものかの点は不明と言わざるを得ない。

また、亡Aが隣接する車両の往来がひんぱんだったと推認される第一京浜国道に立入れば死に至る危険につながり『故意又は重大な過失によるとき』と想定されることもあろうが、本件は車両の動きのない右工事

## 災害関係特約における重過失の概念

現場に立入ったにとどまりこれが直ちに死に至る危険ありとは認め難いところ、同人は右状況を認識し、国道に立入ることを避けて右工事現場に立入ったとも推認しうる余地もあり、従って右立入りをもって即、同人が故意に比すべき『重大な過失』によって死亡したとは言うべくもない。」

本件において、東京地裁は、重過失概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している。その場合、Aが事故に遭遇した理由が不明であることを理由に、その重過失の有無を判断できないとしている。

【16】東京高判昭和56年4月27日文研生保判例集3巻48頁（【14】の控訴審判決）

<事実の概要>

【14】に対して、X（原告・控訴人）が控訴した。

<判旨>控訴棄却。

Aの行為が重過失によるものであることについては、原審判決と同旨。

本件において、【14】の控訴審である東京高裁は、重過失概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している。

【17】大阪地判昭和56年5月27日判タ447号146頁、文研生保判例集3巻76頁

<事実の概要>

X（原告）は、Y生命保険会社（被告）との間で、被保険者A（Xの子）、保険金受取人Xとする傷害特約付きの生命保険契約を締結した。Aは、頭を布団の中に入れ、シンナーを浸したタオルを布団の中でふる「ふり」の方法によるシンナー吸引をしていて死亡した。

<判旨>請求棄却。

「シンナー吸引行為は、人の身体に対し最悪の場合には死亡という重大な悪影響を与えるに至る極めて危険な行為であることが明らかである。」

「本件事故当時、一般社会人においては、シンナーの有毒性、シンナ

一吸引行為の危険性について十分な認識を有していたものと推定することができる。」

「訴外Aは本件事故当時……義務教育年令の最高段階に達しており、社会生活に必要な是非を弁別する能力を有していたと考えられ、その前歴、警察での補導、警告等からみて、訴外Aにおいては、本件事故当時シンナーが有毒でありこれを吸引すると場合によっては死亡することもありうることにについて予見したか予見が可能であったと判断することができる。」

「訴外Aの重過失の有無について判断するに、本件事故当時の状況によれば、同人においては、シンナー吸引行為の危険性、致死可能性について予見したか予見可能であったにもかかわらず、たやすく訴外Bの誘いに応じて自らすすんで訴外Bの自宅に赴き、『ふり』というきわめて危険なシンナー吸引行為に加わったのであって、これは、自己の生命を喪失するという危険に対して著しく注意を欠いた態度であったといわざるをえず、同人には、シンナー吸引による自己の死亡という結果について重大な過失があったといわざるをえない。」

本件において、大阪地裁は、重過失概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している。その場合、裁判所は、シンナー吸引行為は、自己の生命を喪失するという危険に対して著しく注意を欠いた態度であったと認定していると解することができる。

【18】大阪地判昭和56年6月30日判タ457号120頁，文研生保判例集3巻  
89頁<sup>(34)</sup>

#### <事実の概要>

Aは、Y生命保険会社ら2社（被告）との間で、被保険者A，死亡保険金受取人X（原告。Aの子）とする災害補償特約付き等の4件の生命保険契約を締結した。Aが港の岸壁で普通乗用車を運転中、自動車ごと

---

(34) 判批，長谷川宅司・文研月報132号12頁（1983年），小松英貴・文研事例研レポ18号7頁（1986年）。中西・前掲注（1）8頁参照。



## 災害関係特約における重過失の概念

岸壁から海中に転落し、死亡した。

＜判旨＞請求認容。

「事故死の場合において……『重過失』が存するというためには、(イ)運転技術が未熟であるとか、(ロ)飲酒又は薬物を飲んだうえで運転するとか、(ハ)特に睡眠不足で運転するとか、(ニ)雪や雨のためスリップが危惧されるような路面を運転するとか、(ホ)スピードを出しすぎて高速で運転するなど特段の事情のもとでの過失が存する場合をいい、いわゆる前方不注視等の一般の過失はこれに該当しないものと解するのが相当である。」

「本件についてこれをみるに……Aは10年の運転経験を有していたもので、事故当時は晴天の日中で、転落時の速度は時速35キロメートル以下であって、亡Aが事故当日特に睡眠不足であったとか、酒を飲んで運転したとか、何らかの薬物を服用して運転したことを窺うに足りる証拠は何ら存しないし、その他特段の事情も認められない本件にあっては、Aの事故死は重過失によるものではないといわねばならない。」

本件において、東京地裁は、重過失であるためには、行為者において特段の事情のもとでの過失であることが必要であり、一般の過失は該当しないとしている。

【19】札幌地裁小樽支判昭和56年7月15日文研生保判例集3巻102頁

＜事実の概要＞

Aは、Y生命保険会社（被告）との間で、被保険者A、保険金受取人X（原告）とする特別保障割増保険契約を締結した。Aは、自動車を運転中、B運転の貨物自動車に衝突し、死亡した。

＜判旨＞請求棄却。

「本件免責条項は、(改正前：筆者挿入)商法641条後段とほぼ同内容の条項である。……本件免責条項の解釈にあたっては、当然同条の解釈を参考とすべきであろう。」

そして同条の立法趣旨は、故意又は過失により自ら保険事故を招致し

た者に保険金を支払うことは、保険契約の前提たる信義誠実の原則に反し、保険事故の発生を助長することにもなり公序良俗に反するというところにある」。

「立法趣旨から導かれるところの重大な過失は、極めて限られた、故意と同程度に非難されるものに限られると解するのが相当である。」

「本件免責条項は、生命保険に附随する災害特別給付に関するものであるところ、保険契約を締結する一般人にとって最も遭遇する可能性の高い不慮の事故は、自動車に関係した交通事故であろうが、この場合に被害者にも何らの過失があるのが通常であると考えられ、これをも保険によってカバーすることが、保険契約者の通常の意味であると解すべきことを併せて考慮すれば、本件免責条項の適用の基準は次のようになる。まず重過失の内容は、通常予想されないような不注意、すなわち通常の者ならたやすく有害な結果を予見して回避するであろう場合に、漫然これを看過したような状態に限られると解すべきである。更に重過失による事故すなわち事故と重過失の因果関係についても、条件的因果関係があるというのではならず、被保険者の重過失が主要な原因になって事故が発生すること言葉をかえれば他人の過失等被保険者外の力が事故の発生により大きな要因を占めるような場合でないことを要するべきである。」

「本件事故は原則として後退が許されず……停車すら原則的には禁止されている高速自動車国道において……出口を行き過ぎてしまったため、この出口まで戻ろうとして……いた際、路肩から走行車線にやや進出……したため、訴外B運転の大型貨物自動車が追突したものであって……（真冬の午後6時過ぎの時間帯に：筆者挿入）後続車両から見て前車が後退してくるまでを発見することは容易でないと考えられることを考えれば、訴外Aの後退行為自体が、著しく危険であることが容易に判断できるのにあえて行なったものとして無謀行為というべきである。更に、後退中走行車線に進出するのは、後続車にとっては対抗車線から

## 災害関係特約における重過失の概念

センターラインを超えて暴走する車と同様に、予見可能であって、訴外Aの運転態様は、重大な過失にあたる」。

「本件事故について、自賠責保険に関して重過失による減額がされ」ていないが、「査定に当たっては、比較的被害者の過失を小さく評価する傾向にあると思われ、自賠責保険において減額されなかったこと」をもって、本件約款での重過失の認定を覆すことはできない。

本件において、札幌地裁小樽支部は、重過失の範囲は、きわめて限られた、故意と同程度に非難されるものに限られると解するのが相当であるとし、その内容は、通常予想されないような不注意、すなわち、通常の者ならたやすく有害な結果を予見して回避するであろう場合に、漫然これを看過したような状態に限られると解すべきであると判示するとともに、被保険者の重過失が主要な原因になって事故が発生することが必要であると判示している。前者の解釈は、重過失に関する一般的な解釈と同じであると評価でき、後者の解釈は、独自のものであるということが出来る。さらに、他の保険における重過失の認定が災害特約におけるそれに影響しない場合があることを明らかにしている点も評価することができる。

【20】名古屋高判昭和56年8月20日民集36巻6号323頁、交民裁判例集15巻4号851頁、文研生保判例集3巻111頁（【12】の控訴審判決）

<事実の概要>

【12】に対して、X（原告・控訴人）が控訴した。

<判旨>控訴棄却。

「亡Aは、酒気帯び運転につき、道路交通法が危険の発生あるいは増加の蓋然性が極めて高いものとして自動車の使用または運転を禁止しているにもかかわらず、事故時においてさえ血液1ミリリットル中0.98ミリグラムのアルコールを保有（このアルコールの程度からすれば、亡Aの運転行為が道路交通法119条1項7号の2の処罰事由に該当することは明らかである。）し、アルコールの影響下に闇夜、道路状況を見

し、かつ、制限速度時速40キロメートルの屈曲した路上を前方注視を怠ったまま時速70キロメートル以上の高速運転をして駐車車両に衝突したものであるから、本件事故は亡Aの悪質重大な法令違反及び無謀操縦の各行為によって惹起せしめられたものというほかなく、亡Aには重大な過失があったものといわざるをえない。」

本件において、名古屋高裁は、重過失の概念につき明示していないが、原審【12】の判旨をほぼ踏襲しているので、それと同じ解釈をしていると評価できよう。また、Aの行為は、アルコールの影響下におけるものであるとしている点は、原審【12】と同じである。

【21】大阪地判昭和57年1月28日判タ463号141頁、文研生保判例集3巻  
154頁<sup>(35)</sup>

<事実の概要>

X（原告）は、Y生命保険会社（被告）との間で、被保険者A（Xの子）、死亡保険金受取人Xとする災害割増特約付き生命保険契約を締結した。Aは、B運転の暴走族グループの車両に同乗していたところ、同車がパトカーの追跡を受け、制限速度を上廻る速度で逆進するなど、信号規制を全く眼中に入れない運転により逃走中、他の車両と衝突・転覆し、死亡した。Aはそのグループの指揮者で、車両の運行を指揮しまたは統御すべく同乗していた。

<判旨>請求棄却。

Aは、自動車の「運行を指揮しあるいは統御すべく同乗していたものといわなければならないから、Bの運転に対し、これを制御し、適切な指示、注意を与えて事故の発生を回避し得る立場にあったといえるにもかかわらず……パトカーから追跡を受けるや、Bに対し、現実には交通規制の一切を無視するのでなければ果たし得ないと考えられる逃走の指示を与え……制限速度をはるかに上回る速度で、しかも、南行車道を逆

---

(35) 判批、長谷川・前掲注(34)12頁。中西・前掲注(1)8頁～9頁参照。

## 災害関係特約における重過失の概念

に北進し、信号規制を全く眼中に入れないといった誰の目にも明らかな、危険極まりない運転を、何ら制御することもなく、これに身を委ねたことが認められるのであって、これらの点からすると、本件事故発生については、Aに重大な過失があったことは明らかである」。

本件において、大阪地裁は、重過失概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している。その場合、Aの行為は、誰の目にも明らかな、危険きわまりない運転を、何ら制御することもなく、これに身を委ねたものであるとして、Aに重過失を認定していることから、すべての者が危険であると感ずる行為を放置していたことがポイントになるろう。

【22】大阪高判昭和57年5月19日判時1064号119頁、文研生保判例集3卷197頁<sup>(36)</sup>（【17】の控訴審判決）

<事実の概要>

【17】に対して、X（原告・控訴人）が控訴した。

<判旨>控訴棄却。

Aは「死亡当時の年齢は15年6月であったことが認められるから、既に是非善悪を弁別する能力を具えていたものといえるし、同人が先に何回もシンナーを吸引して補導され、シンナーの危険性を知らされていたことは……認定のとおりであり……北海道におけるシンナーによる死亡者が年平均13人にのぼり、これらの死亡事故は新聞……等により報道されたものと解され……Bが、シンナーの有害性を認識していた多数の中学、高校生も、シンナーは吸いすぎると死ぬようなこともあるかも知れないということは知っていたとの実感を持ったことを総合すると、訴外Aも、シンナーの吸引は場合により死に至ることもあるとの点についての認識を有し、更に、シンナー吸引の経験者……として……シンナー吸

---

(36) 判批、下飯坂常世＝馬瀬隆之＝安部隆・商事法務969号付録（1983年）、江頭憲治郎・ジュリ839号107頁（1985年）、小松英貴・文研事例研レポ18号7頁（1986年）。中西・前掲注（1）9頁・15頁～16頁参照。

引により酩酊状態となって眠気を催すこと、濃厚なシンナー蒸気を長時間に亘り多量に吸引すると心身に、より危険であるという程度の認識は有していたものと推認できる。』

『『ふり』という方法は、シンナーを浸したタオルを振るのであるから、自然の気化を待つ方法に比して大量、迅速に濃厚なシンナーの蒸気が発生するものであり……これが布団の中という密閉された狭い範囲で行われると、そこに新鮮な空気が流入せず、濃厚な蒸気が充満するに至ることは、極めて当然のことである。また、そのタオルを振る者も、他の吸引者と共に布団の中に頭を入れていたのであるから、全員が同時に酩酊状態となり、布団から外に出ることも、新鮮な空気を入れることもできなくなって、濃厚なシンナー蒸気を長時間に亘り多量に吸い続けることになる可能性もある訳である。そして、シンナー吸引の経験者であり、その危険性について……認識を持っている訴外Aとしては、右『ふり』という方法について右認定の程度の危険性は認識していたものと解される。』

「訴外Aとしては、密閉された狭い布団の中で、濃厚なシンナー蒸気を長時間に亘り多量に吸引することになる『ふり』の方法を用いるに当たり、これが死亡に至る可能性があることを知り、このような方法による吸引を取止めることができた筈であり、これを取止めなかったことについて訴外Aに過失があると言わなければならない。そして、シンナー遊びが違法有害であることを知っていた訴外Aの右過失は、重大な過失というべきである。」

本件において、【17】の控訴審判決である大阪高裁は、重過失概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している。その場合、裁判所は、原審【17】と同じく、シンナー吸引行為は、自己の生命を喪失するという危険に対して著しく注意を欠いた態度であったと認定していると解することができる。

【23】最判昭和57年7月15日民集36巻6号1188頁，判時1062号83頁，判148（448）

タ485号87頁，金判662号17頁，文研生保判例集3巻225頁<sup>(37)</sup>【20】の上告審判決)

<事実の概要>

【20】に対して，X（原告・控訴人・上告人）が上告した。

<判旨>上告棄却。

「本件共済契約における災害給付金及び死亡割増給付の免責事由である『重大な過失』とは，損害保険給付についての免責事由を定める（改正前：筆者挿入）商法641条及び829条にいう『重大な過失』と同趣旨のものと解すべきところ……Aは，本件事故当時……かなり酩酊のうえ……運転を開始し……アルコールの影響のもとに道路状況を見逃し，かつ制限速度40キロメートルの屈曲した路上を前方注視義務を怠ったまま漫然70キロメートル以上の高速度で運転して……駐車中の本件レッカー車に衝突した……。Aは極めて悪質重大な法令違反及び無謀操縦の行為によって自ら事故を招致したものであるから，右は……『重大な過失』に該当するものと解するのが相当である。」

本件において，【20】の上告審である最高裁は，共済契約であるが，災害関係特約に関する免責事由である「重大な過失」の文言について初めての解釈を行っている。それによると，改正前商法641条にいう「重大ナル過失」と同じ意味にとらえているといえる。

【24】大阪地判昭和57年8月26日文研生保判例集3巻236頁<sup>(38)</sup>

---

(37) 判批，青谷和夫・判評298号43頁（判時1091号205頁）（1983年），江頭憲治郎・法協101巻6号179頁（1984年），伊藤瑩子・ジュリ784号78頁（1983年），同・季刊実務民事法2号173頁（1983年），同・法曹時報38巻10号179頁（1986年），同・最高裁判所判例解説民事篇昭和57年度629頁（1983年），吉川栄一・民商88巻4号94頁（1983年），近藤光男・商法（保険・海商）判百（第2版）124頁（1993年），上妻健一・新交通事故判百180頁（1987年），同・交通事故判百（第4版）214頁（1999年），古瀬村邦夫＝和仁亮裕・文研事例研レポ5号1頁（1984年），小松英貴・同18号7頁（1986年），坂本勉・同56号8頁（1990年）。中西・前掲注（1）9頁参照。

(38) 判批，長谷川宅司・文研事例研レポ1号1頁（1984年）。

<事実の概要>

X（原告）は、Y生命保険会社ら4社（被告）との間で、被保険者Xとする傷害特約・災害特約等付き生命保険契約を締結した。Xは、勤務先マンションの車庫内で安全カバーをはずしたままの状態の電動のこぎりを使用して木製の涼み台を制作中、右拇指をほとんど切断する傷害を負った。

<判旨>請求棄却。

Xは「飲酒のうえ、電動のこぎりの安全カバーを外し、利き腕でもない左手のみで、1メートル余の板を切っていたというのであって、これらの事情を考えると……Aに挨拶するために右手を挙げた際に本件事故が起こったとしても……これは必ずしもXの故意を否定するものではないと考えられるし、また、少なくともXは、右のような状況下で電動のこぎり进行操作すれば、事故を起こす危険性が極めて強いことを十分認識しながら、あえてこれを容認して右行為に出、その結果本件事故を起こしたものと推断することはできるといふべきであって、Xの右行為は、少なくとも重過失には当たるといわなければならない。」

本件において、大阪地裁は、重過失概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している。その場合、裁判所は、Xは、事故を起こす危険性が極めて強いことを十分認識しながら、あえてこれを容認して行為している状況を重過失として認定しているといえる。

【25】東京地判昭和58年5月26日文研生保判例集3巻347頁

<事実の概要>

Aは、Y生命保険会社（被告）との間で、被保険者A、保険金受取人X（原告）とする災害死亡保険金付き生命保険契約を締結した。Aは、横断歩道上で、B運転の大型ダンプに轢かれ、死亡した。

<判旨>請求棄却。

「Aは、横断歩道上とはいえ、道路を横断するに際し、接近してくる車両の有無を確認し、その車両運転者に徐行ないし一旦停止させるため



## 災害関係特約における重過失の概念

横断歩行しようとしている歩行者の存在を予め認識させるに足りるような方法で道路を横断して事故の発生を未然に防止すべき注意義務があるところ……B車両が直前に迫っているにもかかわらず急に横断歩道に進出したものといわざるをえず、本件事故は少なくともAの右重過失により惹起したものであるというはかはない。」

本件において、東京地裁は、重過失概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している。その場合、裁判所は、Aは、事故の発生を未然に防止すべき注意義務を怠っている状況を重過失として認定しているといえる。

### 【26】大阪地判昭和58年10月28日文研生保判例集3巻410頁

#### <事実の概要>

X<sub>1</sub>（原告）は、Y生命保険会社（被告）との間で、被保険者X、保険金受取人X<sub>2</sub>・X<sub>3</sub>（原告。X<sub>1</sub>の相続人）とする災害関係特約等付き生命保険契約を締結した。X<sub>1</sub>は、深夜、帰宅したが、自宅のキを紛失したために、ビルの屋上から下に降り、自室前のベランダに入室しようとしたところ、約9メートル下の地上に転落し、脊髓損傷による両下肢機能全廃状態となった。

#### <判旨>請求棄却。

「X<sub>1</sub>は……夜8時頃帰宅していったん就寝したのち同夜12時頃自室を出て近くの飲食店に出かけビール、食事をとり、翌……日午前1時頃帰宅したが、玄関ドアのキを紛失したため自室に入ることができず、そこでX<sub>1</sub>は、約30メートル離れた所に住む管理人を起こして合鍵を借りることができたのに、ビルの屋上から右アース線を伝って下におり、その時点で足を伸ばして4階の自室のベランダの手摺に足をかけ、ベランダに飛び降りて自室に入ろうとしたものであること、屋上の手摺までの高さは……2.6メートル以上はあり、X<sub>1</sub>がアース線を両手で掴んで下に降りるとしても途中で宙吊りの状態になること、X<sub>1</sub>は屋上の約1.3メートルの手摺を乗り越えて両手でアース線を掴んでぶら下がり、下方に

降りる行動を開始したが、体重で約1ないし1.5メートル間隔で取り付けてあるアース線の取り付け鉤の1個が側壁から抜け、その衝撃で手がアース線から離れ、約9メートル下の地上に転落したものであることが認められる。」

「X<sub>1</sub>の行為は、通常人ならば到底そのような行動に及ぶことのない無謀かつ極めて危険なものであって、X<sub>1</sub>には本件事故を惹起したことにつき重大な過失があるというべきである。」

本件において、大阪地裁は、重過失概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している。その場合、裁判所は、Aの行為は、通常人ならば到底そのような行動に及ぶことのない無謀かつ極めて危険なものであり、この点において重過失を認定しているといえる。

【27】 静岡地判昭和59年1月26日文研生保判例集4巻13頁

<事実の概要>

Aは、Y生命保険会社（被告）との間で、被保険者A、保険金受取人X（原告）とする災害関係特約付き生命保険契約を締結した。Aは、深夜、下駄を枕にして車道上に横臥していたところ、タクシーに轢かれ死亡した。

<判旨>請求棄却。

「午前2時44分ころ、Aは……市道上中央線付近の……車線側に、頭部を……（東向き）、脚部を西に向け道路と平行な体勢で、下駄を枕にして仰向に横臥していた。

同時刻ころ、Bは、普通乗用自動車（タクシー）を運転して同車線を東進し、同所にさしかかった。ところが、前方を十分に注視していなかったため路上に横臥しているAを発見するのが遅れ、約7.5メートル手前に至って発見しハンドルを右に切る等の処置をとったが間に合わず、同車の下に同人を巻き込み、そのまま約15.9メートルにわたってAをひきずった。

Aは、そのため……内蔵破裂等の傷害を負い、そのころ同所において

## 災害関係特約における重過失の概念

右傷害により死亡した。」

「深夜に車道の上に横臥していれば、通行する車両に轢過される危険性及び……轢過された者が死亡するに至る危険性は極めて大きいものといわなければならない。」

「Aは下駄を枕に車道の上に横臥していたものであるから、自分の意思に基づいて右行為に及んだものと推認せざるを得ない。してみるとAには本件事故の発生について重大な過失があったものと解するのが相当である」。

本件において、静岡地裁は、重過失概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している。その場合、裁判所は、Aの行為は死亡するに至る危険性がきわめて大きいものであり、この点において重過失を認定しているといえる。

**【28】** 長崎地裁大村支判昭和61年3月28日文研生保判例集4巻319頁  
＜事実の概要＞

X（原告）は、Y生命保険会社ら（被告）との間で、被保険者・保険金受取人Xとする、災害割増・傷害の各特約付き生命保険契約等を締結した。Xは、本件事故発生当時、歯科医師会の理事として、同医師会の宴席で世話役をしていたが、宴席終了後、スナック、寿司屋に赴き、その後、自動車を運転中にA運転の大型貨物自動車と衝突し、負傷した。  
＜判旨＞請求棄却。

「Xは、右交差点より7,800メートル離れた手前で狭い道路から、右町道に入る際、優先道路である右町道を直進していたA運転のタクシー……に接触寸前の状態で自車を運転して右タクシーの進路を妨害した後、右道路の最高速度（40キロメートル）を……超えた7,80キロメートルぐらいの速度で走行し、当時、本件事故現場の交差点の対面する信号機は、赤色の燈火の点滅をしていたにもかかわらず、Xは、これを無視して、停止位置において一時停止することなく、右交差点に進入し……黄色の燈火の点滅により、左方から右国道を進行してきた訴外Bの

運転する大型貨物自動車……の前部に自車を右交差点の中心付近で衝突せしめ、その結果、両車両とも各前部を大破して歩道上に乗り上げ、Xの運転する車両は衝突地点から、右大型車の進行方向19.00メートルの地点で停止し、その際、Xと同乗車の訴外Cは車外に放り出され、運転していたXは……傷害を受け、右Cは同所において死亡した。その後、Xは……D病院に運ばれ……たところ、Xは、意識はなく、左外耳孔、鼻腔、口腔から出血があり、同人周辺には強いアルコールの臭いがした。」

「Xは、アルコールの影響により、正常な運転ができない状態で車両を運転し、かつ、前方注視を怠り、最高速度40キロメートルの道路を少なくとも30キロメートル越えた70キロメートルの高速度で交差点に進入して本件事故を発生せしめたものであり、Xのかかる行為は、免責事由である酒酔運転又は重大な過失に該当する。」

本件において、長崎地裁は、重過失概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している。その場合、裁判所は、Aの行為は事故を引き起こす危険性が大きいものであり、この点において重過失を認定しているといえる。

【29】東京地判昭和61年9月29日文研生保判例集4巻396頁

<事実の概要>

Aは、Y生命保険会社（被告）との間で、被保険者A、保険金受取人X（原告）とする、災害関係特約付き生命保険契約を締結した。Aは、夜間、居住するマンションの前の路上に倒れているのを発見され、救急車で病院に収容された後に胸腔内臓器損傷により死亡した。

<判旨>請求棄却。

Aは「全身に骨折及び内蔵損傷を伴う程の著しく強度の打撲を負ったことを推認することができ……受傷原因である事故の態様として最も高度の蓋然性をもって推認されるのは……高所からの転落であり……同訴外人は、本件マンション5階廊下東端の本件手すり部分を乗り越えて転落し、下方の植込みの樹木の頂部に一旦落下して跳ね飛ばされた結果本

## 災害関係特約における重過失の概念

件マンションの若干前方の歩道部分に落下したものと推認するのが相当である。」

「Aは、本件事故の約2か月前……雪道で滑って転んだため右足の骨にひびが入る怪我を負ったこと及び本件事故当時同訴外人の松葉杖は本件マンションの居室の中にあったことが認められるけれども……同訴外人は同年3月初めころにはギブスが取れ、その後も松葉杖はほとんど使うことはなく、それから2、3週間で1人で歩けるようになったこと、本件事故の数日前に外出した際も、訴外Aは主に訴外Bに肩を支えられて歩いてはいたものの、杖で歩くこともあったことが認められ……本件事故現場に松葉杖が遺留されていなかったことは、前示の推認を覆すに足るものではない」。

「Aは通常人が通常の注意義務を尽くせば容易に転落し得ないような構造を備えた本件マンション廊下の本件手すり部分から路上に転落したものと推認されるのであって……右客観的事実自体から、少なくとも訴外Aにおいて本件事故の招致につき重大な過失があったものというべきである。」

本件において、東京地裁は、重過失概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している。ただし、重過失概念を通常人が通常の注意義務を尽くすことに関連させていると考えられる。その場合、裁判所は、Aの行為は事故を引き起こす危険性が大きいものであり、この点において重過失を認定しているといえる。

【30】大分地裁日田支判昭和62年12月11日文研生保判例集5巻196頁  
＜事実の概要＞

Aは、Y生命保険会社（被告）との間で、被保険者A、保険金受取人X（原告）とする、傷害特約付き生命保険契約を締結した。Aは、動脈硬化症および高血圧性疾患を有し、比較的容易に急性心不全の発作が誘発されやすい状態にあった。Aは、自宅2階の部屋の南側からいつものように放尿しようとして、過って高さ6メートル下の地上に転落し、そ

れによる損傷をきっかけとして急性心不全を起こし、死亡した。  
＜判旨＞請求棄却。

「Aの死亡時の血中アルコール濃度は0.28パーセントであるところ……死亡直前のAは意識が殆どなくまともに歩行できず、反射等運動能力も著しく低下した状態にあったものと推認しうる。……死亡直前のAの血中アルコール濃度はいわゆる深酔の程度に至った極めて高度なものであって、この段階に及べば個人差を超えて……高度酩酊状態にあったものと推認して差し支えなく、これに……当夜の同人の状況並びにAの死体発見時の付近及び居室内の状況を併せ考えると、同人が日頃の性癖通り、窓を開けてそこから放尿しようとして、酔いのためまともに歩けずバランスを崩し、よって地上へ転落したものと推認できる。」

『『重大な過失』の判断基準については、大量的かつ公平に処理すべき保険の性質及び……別異に解すべき但書規定もないこと等に照らし、社会通念上通常一般人の客観的判断を前提とすると解するのが相当である。ただし……故意、過失といったそれ自体主観的な事由の有無の判断にあたって当該被保険者に特有な事情を考慮に入れることは、客観的に不明確かつ判定困難な要素を持ち込むものとして……保険の一般的性質に反し相当でないのみならず、酩酊の故に思考能力が低下していたことを理由として過失の認定基準を緩めた場合を想定すると、酩酊度が低い場合には重過失に当たるとして免責事由に該当し、逆にそれが甚だしい場合には泥酔状態に当たるとして免責事由に該当することとの均衡を失し、実質的にみて妥当とはいえない。」

「正常な身体状況の場合でも……手すりもない2階の窓から放尿する行為は、転落する蓋然性のある危険な行為であるといわざるを得ず、そうであるからこそXからも常々止めるように注意され、Aとしてもその旨当然認識していたと推認されるにもかかわらず、同人において……高度酩酊状態にありながら、その危険性を漫然と看過し未だ大丈夫であると軽信していつも通り放尿しようとしたこと……については、それが酔

## 災害関係特約における重過失の概念

いのためバランスを崩すなどして転落する危険性の極めて高い、通常一般人であればあえて行おうとするはずもない危険行為であり、他方同じ2階には便所もあり……窓からの放尿の如きは容易に回避し得た行為であるところからして、重大な過失が存するものといわなければならない。』

本件において、大分地裁は、重過失の概念につき、社会通念上通常一般人の客観的判断を前提とすると解するのが相当であると判示している。そして、その理由を明示している。すなわち、故意、過失といった主観的な事由の有無の判断にあたって被保険者に特有な事情を考慮に入れることは、客観的に不明確かつ判定困難な要素を持ち込むものとして、保険の一般的性質に反し相当でなく、さらに、たとえば、酩酊のゆえに思考能力が低下していたとして過失の認定基準を緩めた場合を想定すると、酩酊度が低い場合には重過失にあたるとして免責事由に該当し、甚だしい場合には泥酔状態にあたるとして免責事由に該当することとの均衡を失し、妥当ではないとしている。

【31】佐賀地判昭和63年2月16日文研生保判例集4巻226頁

### <事実の概要>

Aは、Y生命保険会社（被告）との間で、被保険者A、保険金受取人X（原告）とする、災害死亡給付特約付き生命保険契約を締結した。Aは泥酔し、雨の降る深夜の国道上で、全裸のまま対向車線からBの運転する加害車両の進路に入り、坐位に近い姿勢で加害車両に轢かれて死亡した。

### <判旨>請求棄却。

「Aは加害車両の進路に対向車線上から入って来て衝突直前姿位を变换し、左顔面が加害車両のフロントラジエーターグリル部分に当る高さで、左背部が前部バンパーに当たるような姿位、すなわち坐位に近い異常な姿位で少し上半身を後方にそらし、更に顔面を左側に向けている時、同人の左斜後方から加害車両前部が衝突することにより右に転倒、次い

でその上を加害車両の車底が通過した」。

「Aは本件事故発生直前、泥酔したあげく、雨の中全裸のまま異常な行動をとって対向車線から加害車両の進路に入り前示の姿位で本件事故にあったもので、同人は本件保険事故の発生につき重大な過失があったものといわざるをえない。」

本件において、佐賀地裁は、重過失概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している。その場合、裁判所は、Aの行為は事故を引き起こす危険性が大きいものであり、この点において重過失を認定しているといえる。

【32】佐賀地裁武雄支判昭和63年5月20日文研生保判例集5巻279頁<sup>(39)</sup>

<事実の概要>

Aは、Y生命保険会社（被告）との間で、被保険者A、保険金受取人X（原告）とする、災害保証特約付き生命保険契約を締結した。Aは、酩酊状態にある従業員Bの運転を黙認して同乗していたところ、道路端の水銀灯およびガードレールに衝突し、死亡した。

<判旨>請求棄却。

Aおよび従業員B・CはDで飲酒した後、「午前1時ころ同店を出発して……事故車に同乗して帰途につき、最初はBが運転したが、速度を出し過ぎるので……Cが運転を交替したものの、同人の運転速度が遅いので再びBが運転を交替し、約1キロメートル走行した本件事故現場……の右カーブ地点を曲り切れず、道路左端の水銀柱に事故車左前部を衝突させ、つづいて道路左端のガードレールに後部左側面を衝突させた結果事故車は大破し、同乗していたAが死亡した」。

「事故車の速度は約90キロメートルであった。Bは同日午前3時20分ころ……警察署において飲酒状況の調査を受けたが、言語状況はしどろもどろ、歩行能力は2歩でふらつき、直立能力は3秒でふらつき、酒臭

---

(39) 判批，野口正孝・文研事例研レポ58号6頁（1990年）。



## 災害関係特約における重過失の概念

は強く、顔色は赤く、目は充血しており、呼気200ミリリットルにつき0.55ミリグラムリットルのアルコールを身体に保有する酒酔い状態であった。」

「Aら3人は事故車を使って飲酒に出かけたものであり、午後5時30分ころから翌日午前1時ころまでの間に……5時間、スナック等3軒で飲酒して回ったもので……Bは強度の酒酔い状態であったものであり、帰途の運転の安全にかんがみて、飲酒量をことさらに差控えるという配慮した形跡も認められないのであり、また本件事故当時の運転をBに命じたのはAでないとしても、同人がBが運転することを黙認し、それに同乗していた」。

「Aは本件事故による自からの死亡につき、本件保険契約……にいう被保険者の重大な過失に該当するというべきである。」

本件において、佐賀地裁は、重過失概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している。その場合、裁判所は、Aの行為は事故を引き起こす危険性が大きいものであり、この点において重過失を認定しているといえる。

【33】大阪地判平成元年2月23日判時1326号147頁，判タ701号257頁，  
文研生保判例集6巻8頁<sup>(40)</sup>

### <事実の概要>

Aは、Y生命保険会社（被告）との間で、被保険者A、死亡保険金受取人X（原告）とする、傷害特約および災害特約付き生命保険契約2件を締結した。Aは、飲酒の上、知人Bとけんかになり、丸太棒をもってBに殴りかかっているうち、反撃に出たBに出刃包丁で刺され死亡した。  
<判旨>請求認容。

「本件免責事由である『重大な過失』とは、（改正前：筆者挿入）商

---

(40) 判批，山野嘉朗・判タ729号33頁（1990年），勝本裕・文研事例研レボ68号9頁（1991年），甘利公人・ジュリ1013号142頁（1992年）。中西・前掲注(1)18頁～21頁参照。

法641条後段にいう『重大な過失』と同趣旨のものと解すべきところ、同条後段は、保険契約の射倖契約的性質に鑑み、保険金の給付があくまでも偶然の事故によって左右されるべく、被保険者が保険契約上自己に有利に行動することによって右事故を招致せしめた場合には、保険団体の構成員相互の公平の見地から信義則上保険金請求権の成立を阻止しようとの趣旨に出たものにほかならない。そして、ここに自己の有利に行動するとは、故意に保険事故を招致せしめる場合を典型としており……右過失が重大であるというためには、被保険者の不注意が著しいばかりではなく、右不注意による保険事故招致が故意によるものと同視しうるほどに悪質であるため、具体的事案のもとにおいて当該事故により保険金を支払わせることが信義則上不当とされる場合をいうと解するのが相当である。」

Aには「Bから反撃を受けて自己が死亡するに至る可能性を予見しなかった過失があるものの、これはAが泥酔のために正常な知覚や判断能力を失っていたからであるとの疑いが強く、しかも右泥酔がAとしては異例の深酒に起因していることに照らすと、右過失をもって著しい不注意であったと断定するには躊躇があり……本件事故は全体としてみるとBの非の方が大きいと認められること、さらには本件保険契約の締結から本件事故まで既に2年余以上の期間が経過しており……Aが本件保険契約を念頭においてBと対決した事実を認めえないことをも合わせ考慮するならば、Aの右過失による本件事故招致が故意によるものと同視しうるほどに悪質であり、信義則上保険金請求権の成立を阻止すべき事実であるとは未だ認められない。」

本件において、大阪地裁は、本件約款にいう「重大な過失」は、改正前商法641条にいう「重大ナル過失」と同趣旨であると位置づけ、同条の趣旨を解釈するにあたり、法律の観点からみた保険契約の射倖契約性と経済的観点からみた保険団体の概念を組み合わせている。そして、裁判所は、重過失の概念について、被保険者の不注意が著しいばかりでは

## 災害関係特約における重過失の概念

なく、不注意による保険事故招致が故意によるものと同視しうるほどに悪質であるため、保険金を支払わせることが信義則上不当とされる場合をいうと解している。この解釈は、最高裁昭和32年判決を基礎として重過失の概念を解釈しているものであると評価される。また、裁判所は、Aの行為について、保険金取得意思の有無を問題にしているが、重過失の有無を判断する場合、この意思を考慮しているかどうか必ずしも明らかであるとはいえないのではなからうか。

【34】大阪地判平成元年3月15日判時1328号111頁，判タ712号237頁，  
文研生保判例集6巻15頁<sup>(41)</sup>

### <事実の概要>

パチンコ店の経営者Aは、Y生命保険会社（被告）との間で、被保険者A、死亡保険金受取人X（原告）とする、災害割増特約等付きの生命保険契約を締結した。同店の元従業員Bは退職金が少ないことに不満をもち、Aを脅してでも話をつけようと思ひ、深夜Aの自宅付近でAの帰宅を待っていた。Aが帰宅し、BがAに話しかけたところ、Aはこれに応じなかった。Bは立腹し、自分の車に戻って刺身包丁を取出し、再びAに接近した。Aは、Bの態度から包丁で刺されるものと誤想し、包丁を蹴落したが、両者の間で落ちた包丁の取合いとなった。Aが包丁を拾い上げ、Bの下腹部を突き刺した。BはAに包丁で刺されて殺されるかもしれないと思ひ、包丁を奪いかえした上、何度もAの身体めがけて強く突きかかり、Aの右肩部、右頸部、右背部等を突き刺し、Aを死亡させた。

### <判旨>請求認容。

「本件免責事由の1つである『重大な過失』とは、損害保険契約についての免責事由を定める（改正前：筆者挿入）商法641条後段にいう『重大な過失』と同意義のものと解すべきところ、同条項に右免責規定

---

(41) 判批，松本幹代・文研事例研レボ66号9頁（1991年），江頭憲治郎・ジュリ1009号110頁（1992年）。中西・前掲注(1)9頁～10頁参照。

を置いている趣旨は、本来保険制度の偶然の事故発生に対し、その損害填補を目的とするものであることにかんがみ、被保険者が故意又は重大な過失により自ら保険事故を招致するような場合、これについての保険金請求を認めることは当事者に要求される信義誠実の原則、公序良俗に反し、また、これにより保険金目当ての事故が発生し、社会経済上適切でないと考えられることに基づくのであるから、本件保険契約の免責事由である『重大な過失』の存否の認定に当たっても、右規定の趣旨に従ってこれを決すべきである。」

「Aが包丁でBの下腹部を突き刺したことは、急迫不正の侵害があると認めるに足る状況下において、やむをえず、防衛行為としてなされたものであって、この点につき、Aには格別批難されるべき事情は存しないというべきであるから、その後、Bが……自分が殺されるかもしれないと考え、Aから右包丁を奪い返した後、憤激の余り、Aを突き刺して死亡させるに至ったとしても、Aの右行為がその死亡を招致せしめたと認めることはできず、それゆえ、本件において、Aが死亡するに至ったことについて、Aに重大なる過失があるとするには到底できない。」

本件において、大阪地裁は、重過失の概念を考慮するにあたり、【33】と同様に、改正前商法641条の「重大ナル過失」と同旨に解している。しかし、本件では、裁判所は、被保険者が自ら保険事故を招致する前提として、重過失のほか故意を示したうえで、その後の論理を展開している。この点、【33】は明確に故意に触れているとはいえ、両者の判決は解釈において多少の違いを見せていると解する必要がある。また、本件では、保険金取得目的の事故について明らかに触れており、重過失の認定においてもこの目的が要素の1つになると判示しているともいえる。

【35】 京都地判平成元年6月28日文研生保判例集6巻39頁<sup>(42)</sup>

---

(42) 判批，中井茂・文研事例研レポ65号1頁（1990年）。

## 災害関係特約における重過失の概念

### <事実の概要>

Aは、Y生命保険会社（被告）との間で、被保険者A，保険金受取人X（原告）とする、災害割増特約・傷害特約付き生命保険契約を締結した。Aは、高速自動車道を約1.2キロメートルにわたり逆送し、対向車両と衝突して死亡した。

### <判旨>請求棄却。

「本件免責条項にいう『重大過失』とは、損害保険給付についての免責事由を定める（改正前：筆者挿入）商法641条をはじめ民事法上規定され、あるいは論ぜられている『重大な過失』と同義の『通常人に要求される相当な注意をしなくても、僅かの注意さえすれば結果を予見、回避できた場合であるのに、漫然これを見過ごしたようなほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態』を指すものと解するのが相当である。」

Aは「パーキングエリアを出発する当初から眠気あるいは疲労により注意力が著しく散漫な状態であり、その結果……規制標識及び案内標識を見落とした上、進行している車線及びその周辺の状況にも全く注意を払わないまま、自車をオフランプ、次いで上り車線に進入させ、逆走を続けた末、本件事故を惹起させたものと推認でき……同人は、本件免責条項にいう『重大な過失』により本件事故を惹起させて死亡したものと認めるのが相当である。」

本件において、京都地裁は、重過失の概念を考慮するにあたり、【33】【34】と同様に、改正前商法641条の「重大ナル過失」と同旨に解している。

【36】 静岡地裁富士支判平成元年7月11日文研生保判例集6巻48頁

### <事実の概要>

Aは、Y生命保険会社ら（被告）との間で、被保険者A，死亡保険金受取人X（原告）とする、災害保証特約付き生命保険契約等5件を締結した。Aは、飲酒後に、深夜自動二輪車を運転中、制限時速40キロメートルの直線状の道路を時速100キロメートルで進行中、路外より後退で

道路上に進出していたB運転の貨物自動車の側面に衝突して死亡した。  
＜判旨＞請求棄却。

「Aは、本件事故数時間前にビール、ウイスキーを飲んで、深夜、自動車二輪車の運転を開始し、事故当時においても道路交通法上の酒気帯び運転の罪……を構成するに足りる血液1ミリリットル中1.0ミリグラムのアルコールを保有し、右アルコールの影響も手伝って、制限時速40キロメートルの直線状の道路を、前方の注視を怠ったまま漫然時速約100キロメートルの高速度で同車を疾走させ、衝突直前に至り急制動の措置を講じたが間に合わず……路外より後退で右道路上に進出していたB車の側面に激突したものであって……Aの右運転行為は、重要な法令違反を伴った車両運転手として通常要求される注意を著しく欠いた無謀なものというべきであるから、本件事故は本件各保険契約がYら保険会社の免責事由として定めるところのAの重大な過失によって生じた事故に該当……するものである」。

本件において、静岡地裁は、重過失の概念を考慮するにあたり、被保険者の行為は、重要な法令違反を伴った当該行為者として通常要求される注意を著しく欠いた無謀なものとして判示している。

【37】大阪地判平成元年12月21日文研生保判例集6巻129頁

＜事実の概要＞

Aは、Y生命保険会社ら（被告）との間で、被保険者A、保険金受取人X（原告。Aの親）とする、傷害特約付き等の生命保険契約3件を締結した。Aは、自分の結婚・就職について親戚の者等と話し合っていたところ、親戚の者等から諫められたため、機嫌を損ねて屋外に飛び出し、灯油を浴びたうえ新聞紙に点火し、これを振りかざして皆に誇示する行為をしたので、これが着衣に引火しほぼ全身火傷を負って死亡した。

＜判旨＞請求棄却。

「Aの死亡は、Aの自殺行為にも等しい無謀にして重大な過失がある行為により発生したものとわざるをえない。」

## 災害関係特約における重過失の概念

本件において、大阪地裁は、重過失概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している。その場合、裁判所は、Xは、事故を起こす危険性がきわめて強いことを十分認識しながら、あえてこれを容認して行為している状況を重過失として認定しているといえる。

【38】大阪高判平成元年12月26日判タ725号210頁，金判839号18頁，文  
研生保判例集6巻<sup>(43)</sup>137頁

### <事実の概要>

Aは、Y生命保険会社（被告・控訴人）との間で、被保険者A，死亡保険金受取人X（原告・被控訴人）とする，災害割増特約・傷害特約付き生命保険契約を締結した。Aは，金員強奪の目的でピistolをもってスーパーに押入ったが，店員に抵抗された。そのためAは金員強奪をあきらめ，逃走中，店員とともに階段をころがり落ち，立上って逃走しようとした際，ピistolが暴発し，頭部銃創により死亡した。原審（大阪地判平成元年3月30日）は，本件の強盗行為と死亡事故の間には相当因果関係が肯定できず，犯罪免責条項の適用がないと判示した。

### <判旨>控訴棄却。

「約款の定める『重大な過失』とは，損害保険給付についての免責事由を定める（改正前：筆者挿入）商法641条及び829条にいう『重大な過失』と同趣旨のもので（最高裁第一小法廷昭和57年7月15日判決……），被保険者の故意（自殺等）又は重大な過失により保険事故を招致した場合に保険金を支払うことは，保険当事者に要求される信義則に反するとする趣旨によるものであって，この趣旨に照らせば『重大な過失』とは，通常人に要求される程度の相当の注意をしないでも，わずかの注意さえ

---

(43) 判批，荒木睦・文研事例研レポ65号5頁（1990年）。中西・前掲注（1）10頁参照。大阪地判平成元年3月30日（判時1322号144頁，判タ713号264頁，文研生保判例集6巻28頁）の控訴審判決。原審では，Aの行為が犯罪行為であるか否かについて判示されているにすぎず，重過失によるものであるか否かについては，判示されていない。原審の判批，荒木・前掲。

すれば、違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然予見しなかった、ほとんど故意に近い著しい注意義務違反をいうと解すべく、しかも、それは予見可能性を前提とするものである。」

「ピストルの発射は、Aが逮捕をまぬがれようとして、ピストルを左手にもちかえ、右手を使って、まとわりつく店員兩名を排除などして立ち上ろうとした際、何らかのはずみで暴発したものと推認できる。……Aにおいても、本件暴発による死亡結果を強盗行為のいずれの時期においても予見しえたということはできない」から、重過失にはあたらない。

本件において、大阪高裁は、重過失概念について、改正前商法641条の重過失と同旨ととらえ、最高裁昭和32年判決を基礎として重過失の概念を解釈しているものであると評価される。

【39】大阪高判平成2年1月17日判時1361号128頁，判タ721号227頁，  
文研生保判例集6巻141頁<sup>(44)</sup>【33】の控訴審判決)

<事実の概要>

【33】に対して、Y（被告・控訴人）が控訴。

<判旨>控訴棄却。

「本件免責事由である重大な過失とは、(改正前：筆者挿入)商法641条所定の重大なる過失と同趣旨のものと解すべきであって、注意義務違反の程度が顕著であるもの、すなわち、わずかの注意さえ払えば違法、有害な結果を予見することができたのに、右注意を怠ったために右結果を予見できなかった場合をいうと解すべきである。」

「保険契約において免責の主張が認められている根底には信義誠実の原則ないし公序良俗に照らして保険金の支払が不当であると認められるような場合には保険金の支払を認めないのが相当であるとの考えがある

---

(44) 判批，枝村浩一・文研事例研レポ64号1頁（1990年），勝本裕・同68号11頁（1991年），村岡泰行・判タ762号198頁（同），中西正明・判評387号51頁（判時1376号197頁）（同），久保田・前掲注(20)123頁，竹濱修・商事法務1323号23頁（同）。中西・前掲注(1)10頁～11頁参照。



## 災害関係特約における重過失の概念

ところ、具体的にどのような場合に保険金の支払を認めないことにするかは、各保険約款において免責事由として具体化されているのであって、その各保険約款によって免責事由の定めに差異があるから、当該保険約款に定める各免責事由の文言に従って決定されるべきものである。そして、被控訴人も主張するように、我が国の法律等に規定された重過失の意義を前記のように解することについては判例上ほぼ確定しているところ、本件各保険契約が締結されるに当って傷害特約及び災害割増特約において重過失が免責事由とされ、かつ、主契約に付加して締結された右傷害特約等において重過失を免責事由とすることを違法、無効ということとはできない以上……右重過失の意義を特別狭く解釈すべき理由はないというべきである。なお本件傷害特約等においては、故意又は重過失、犯罪行為のほかにも、精神障害又は泥酔の状態を原因とする事故、無免許運転或は酒気帯び運転などを行っている間に生じた事故も免責事由とされており、これらの免責事由との対比から考えても、重過失のみを特別厳格に解釈すべき根拠は見出し難い。」

本件において、【33】の控訴審である大阪高裁は、重過失の概念について、改正前商法641条所定の重大なる過失と同趣旨のものと解すべきであって、注意義務違反の程度が顕著であるもの、すなわち、わずかの注意さえ払えば違法、有害な結果を予見することができたのに、注意を怠ったために結果を予見できなかった場合をいうと解している。また、裁判所は、他の免責事由との対比を考え、重過失のみを特別厳格に解釈すべき根拠はないとしている。

【40】東京高判平成2年2月27日文研生保判例集6巻175頁（【36】の控訴審判決）

<事実の概要>

【36】に対して、X（原告・控訴人）が控訴。

<判旨>控訴棄却。

Aの行為が重過失によるものであることについては、原審判決と同旨。

本件において、【36】の控訴審である東京高裁は、重過失概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している。

【41】札幌地判平成2年7月11日文研生保判例集6巻211頁<sup>(45)</sup>

<事実の概要>

X（原告）は、Y生命保険会社（被告）との間で、被保険者Xとする災害入院特約・傷害特約付き生命保険契約を締結した。Xは、スナックで飲酒中に、自ら制作した人に傷害を与える能力のある散弾銃を店内に持ち込み、散弾を込めたままの状態カウンターの上に置いていたところ、Xの腕にひっかかって散弾銃が床に落ちて暴発し、Xが左腕に骨折等の傷害を受けた。

<判旨>請求棄却。

「本件保険事故は、Xのほとんど故意に近い著しい注意義務の欠如によって、自ら本件保険事故を招いたものといえるのであり、その行為の違法性、反社会性及び危険性に照らすと、公益的見地からも、Xに本件保険金給付をなすことは、Yに対する信義に反する結果となる。したがって、Xの右行為は本件保険契約における免責事由である『重大な過失』に該当すると解するのが相当である。」

本件において、札幌地裁は、重過失概念について、ほとんど故意に近い著しい注意義務の欠如と解しており、その行為は、違法性、反社会性および危険性を伴う行為であるとしている。本判決を解釈する場合、故意に近い著しい注意義務の欠如（重過失）を原因として、前述の行為がなされたものと解していると考えらるべきであろう。

【42】名古屋地判平成3年2月22日文研生保判例集6巻297頁

<事実の概要>

Aは、Y生命保険会社（被告）との間で、被保険者Aとする災害入院特約・傷害特約付きの生命保険契約を締結した。Aは、2月に山中の雪

---

(45) 判批，岡田智司・文研事例研レポ72号1頁（1991年），清原佳代子・同79号19頁（1992年）。

## 災害関係特約における重過失の概念

の上で野宿しようとして、通常よりも多量の睡眠剤を服用した上、合成皮革製ジャンパーとスラックスを着用し、ビニール製のブーツを履いた服装で藁の上に横になって寝込み、翌朝、意識不明の状態で見送られ、病院に搬送され間もなく死亡した。

＜判旨＞請求棄却。

「重過失とは、(改正前：筆者挿入) 商法641条所定の重大なる過失と同趣旨のものと解すべきであって、注意義務違反の程度が顕著であるもの、すなわち、わずかの注意さえ払えば違法、有害な結果を予見することができたのに、右注意を怠ったために右結果を予見できなかった場合をいうと解すべきである。」

「2月という厳寒のころに、付近に人家があるにもかかわらず敢えて山中の雪の中で野宿しようとし、通常より多量の睡眠剤を服用したうえ、前記認定の服装で藁の上に横になって寝こむことは極めて凍死の危険性の高い行為であって、亡Aにも右の行為が凍死の危険性の高いものであることは容易に予見できたものといえる。……亡Aが夢遊病者のように歩き出して側溝に転落し、同所で急性心不全により死亡したことは、右の行為と相当因果関係がある出来事であるから、亡Aの死亡は同女の重過失によって将来されたものというべきである。」

本件において、名古屋地裁は、重過失概念について、改正前商法641条所定の重大なる過失と同趣旨のものと解している。被保険者の行為を、わずかの注意さえ払えば違法、有害な結果を予見することができたのに、注意を怠ったために結果を予見できなかったものと判示しているといえる。

【43】大阪高判平成3年3月27日文研生保判例集6巻334頁（【37】の控訴審判決）

＜事実の概要＞

【37】に対して、X（原告・控訴人）が控訴。

＜判旨＞控訴棄却。

Aの重過失の有無については、原審判決と同旨。

本件において、【37】の控訴審である大阪高裁は、重過失概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している。

【44】名古屋高判平成3年7月17日文研生保判例集6巻373頁（【42】の控訴審判決）

<事実の概要>

【42】に対して、X（原告・控訴人）が控訴。

<判旨>控訴棄却。

Aの重過失の有無については、原審判決と同旨。

本件において、【42】の控訴審である名古屋高裁は、重過失概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している。ただし、改正前商法641条所定の重大なる過失と同趣旨のものと解している。

【45】大阪地判平成3年10月31日文研生保判例集6巻420頁<sup>(46)</sup>

<事実の概要>

Aは、Y生命保険会社（被告）との間で、被保険者A、死亡保険金受取人X（原告）とする、災害割増特約・傷害特約付き生命保険契約を締結した。Aは、夜間、飲酒の上、歩行者通行禁止の自動車専用で交通量の多い高架道路に進入し、道路の車両通行帯を歩行中、自動車に追突されて死亡した。

<判旨>請求棄却。

「本件高架道路がおおよそ歩行者が通行してはならない道路であることは誰にとっても明らかであるにもかかわらず、夜間歩行したのであるから、Aは、わずかの注意さえすればたやすく本件事故の発生を予見し、かつ防止することができるのに著しく注意義務を怠った結果、本件死亡事故が発生したというべきである。」

「夜間本件のような車両専用道路を歩行すること自体の危険性からす

---

(46) 判批，坂本秀文・文研事例研レポ81号1頁（1992年）。

## 災害関係特約における重過失の概念

れば、車両通行部分を歩行していたか、それとも右白線上にとどまっていたかはもはや問題とはならないというべきである。]

「本件保険事故発生につき、被保険者Aに重大な過失があるものと認められる。」

本件において、大阪地裁は、重過失概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している。

**【46】** 神戸地裁明石支判平成3年11月25日文研生保判例集6巻443頁<sup>(47)</sup>

<事実の概要>

X（原告）は、Y生命保険会社（被告）との間で、被保険者Aとする、災害保障特約付き生命保険契約を締結した。Aは、夜間、飼い犬と散歩中、踏切から線路内に入り込んで、飼い犬とともに電車に轢過され、死亡した。

<判旨>請求棄却。

「Aは、夜間、飼い犬と散歩の途中、踏切から……線路内に、上り電車に相対する方向に入り込んだうえ、飼い犬とともに、電車に轢過された事実が認められ、右事故状況に照らし、同人に正常な判断能力が存したとすれば、自殺の疑いも否定し難いところであるが、少なくとも同人には、右事故の発生につき重大な過失が存したと認めるのが相当であり、かつ右過失の程度は、右特約条項所定の『重大な過失』に該当する」。

本件において、神戸地裁は、重過失概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している。

**【47】** 最判平成4年1月21日文研生保判例集7巻2頁（**【39】**の上告審判決）

<事実の概要>

**【39】** に対して、X（被告・控訴人・上告人）が上告。

<判旨>上告棄却。

---

(47) 判批，新関健郎・文研事例研レポ85号6頁（1993年）。

Aの重過失の有無について、原審判決と同旨。

本件において、【39】の上告審である最高裁は、重過失概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している。ただし、重過失概念については最高裁の従来立場を踏襲しているといえる。

【48】高松地裁丸亀支判平成4年3月31日文研生保判例集7巻76頁<sup>(48)</sup>

<事実の概要>

X（原告）は、Y<sub>1</sub>生命保険会社（被告）との間で、被保険者A、保険金受取人Xとする、災害特約付きの生命保険契約を締結した。Aは、未成年者であるにもかかわらず、飲酒の後、Bの運転する自動車で、制限速度を30キロメートル上回るスピードで走行中、事故に遭い、死亡した。

<判旨>請求棄却。

「Aは未成年者であるにも拘わらず、本件事故前日の……午後2時30分頃から、被告Y<sub>2</sub>……の勤める……スナック……において……飲酒したこと、翌15日午前1時頃、全員で……サウナに行くことになり、運転は飲酒していた被告Y<sub>2</sub>がしたこと……同被告が飲酒しているから運転をやめるようには誰も言わなかったこと……4人乗りの軽四輪貨物自動車に7名全員が乗り込んだこと……各人の乗車位置は……たまたまそうなったものに過ぎないこと、被告Y<sub>2</sub>は制限時速50キロのところを約80キロのスピードで走行したこと……誰もスピードを落とすように制止しなかったこと、等の事実も認められるのであって、右事実によると、本件事故による損害の発生についてはAにも過失があるといわなければならないところ、その割合は8割を下らないものと認めるのが相当である。

そして右過失割合からすると、それは重過失というべき程度のものである」。

---

(48) 判批，岡田智司・文研事例研レポ96号1頁（1996年）。

## 災害関係特約における重過失の概念

本件において、高松地裁は、重過失概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している。そして、Aの一連の行為について、過失が累積することにより重過失の認定をしている。

【49】大阪高判平成4年6月19日文研生保判例集7巻90頁<sup>(49)</sup>（【45】の控訴審判決）

<事実の概要>

【45】に対して、X（原告・控訴人）が控訴。

<判旨>控訴棄却。

「本件災害割増特約及び傷害特約にいう『重大な過失』とは、（改正前：筆者挿入）商法641条にいう『重大な過失』と同趣旨のものと解すべきであり、商法が同条に免責事由を置いている趣旨は、そもそも保険制度が本来偶然の事故発生に対し、その損害の填補を行うものであることにかんがみ、被保険者が故意又は重大な過失によって自ら保険事故を招致するような場合、これについての保険金請求を認めることは当事者に要求される信義誠実の原則、公序良俗に反するからであると考えられる。してみると、同条にいう『重大な過失』とは、単に注意義務違反の程度が顕著であるに止まらず、通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見過ごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すものと解するのが相当である。」

「Aは、何らの必要がなく且つその危険性を充分知りながら、あえて本件高架部分に立ち入り、しかも通行車両との衝突を避けるための然したる配慮をした形跡も窺われないまま、本件事故に遭遇したものであるから、これらの事実によれば、Aの注意義務違反の程度は極めて顕著であって、ほとんど故意に近いものであるとの評価を免れず、本件各特約

---

(49) 判批，坂本秀文・文研事例研レポ81号1頁（1992年），高橋一影・同103号9頁（1995年）。

にいう『重大な過失』に該当する」。

本件において、【45】の控訴審である大阪高裁は、重過失概念について、改正前商法641条所定の重大なる過失と同趣旨のものと解している。被保険者の行為を、わずかの注意さえ払えば違法、有害な結果を予見することができたのに、注意を怠ったために結果を予見できなかったものと判示しているといえる。

【50】大阪地判平成4年7月17日文研生保判例集7巻113頁

<事実の概要>

Aは、Y生命保険会社（被告）との間で、被保険者A、保険金受取人X（原告）とする、災害割増特約付き生命保険契約を締結した。Aは、駅構内のホームから線路内に転落し、電車に轢かれて即死した。

<判旨>請求認容。

「災害割増特約による災害死亡保険金請求訴訟にあつては……保険者が不慮の事故が被保険者の重大な過失によるものであることについての立証責任を負うものと解するのが相当であるところ……本件転落は亡Aの故意に基づかないものであること、亡Aがふっと消えるように線路内に落ちたこと、それは第三者の力によるものでないこと以外に本件転落の態様、原因は不明であるので、Yは、本件転落が亡Aの重大な過失によるものであるとの立証を尽くすことはできない。」

「Yは、Xに対し、本件保険契約に基づく災害保険金の支払い義務を免れることはできない。」

本件において、大阪地裁は、重過失概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している。

【51】新潟地判平成4年12月17日判タ832号167頁

<事実の概要>

Aは、Y共済組合（被告）との間で、被保険者A、共済見舞金受取人・遺族とする、交通災害共済契約を締結した。Aは、B運転の自転車の後部荷台に同乗していたところ、C運転の乗用車と衝突し、死亡した。



## 災害関係特約における重過失の概念

＜判旨＞請求認容。

「自転車は、原則として2人乗りを予定しておらず、荷台に運転者以外者が同乗すると、自転車の走行が不安定となり、それ自体危険性のある行為であるといえることができる。……本件事故はBの一方的な過失によって発生した事故であるといえることができ、BとAによる自転車の2人乗りは、たとえそれが刑罰法規に違反するとしても、事故の発生とおよそ無関係であったといえることができる。」

「他に、本件事故による災害の発生が共済加入者であったAの故意又は重大な過失によるものであると認めるに足りる主張も証拠もない。」

本件において、新潟地裁は、重過失概念に言及することなく、被共済者の重過失の有無を判断している。

【52】大阪高判平成4年12月24日文研生保判例集7巻209頁【50】の控訴審判決)

＜事実の概要＞

【50】に対して、Y（被告・控訴人）が控訴。

＜判旨＞控訴棄却。

Aの重過失の有無については、原審判決と同旨。

本件において、【50】の控訴審である大阪高裁は、重過失概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している。

【53】仙台地判平成5年5月11日判時1498号125頁，判タ840号192頁，  
金判957号34頁，文研生保判例集7巻232頁<sup>(50)</sup>

＜事実の概要＞

X（原告）は、Y生命保険会社（被告）との間で、被保険者A，保険金受取人Xとする，災害割増特約・傷害特約付き生命保険契約を締結した。Aは，高速道路上で起こした自損事故で走行不能となり，警察への

---

(50) 判批，石田満・判評433号68頁（判時1515号246頁）（1994年），山野嘉朗・愛知学院大学論叢法学研究37巻1＝2号235頁（1995年），木下・前掲注（4）1頁，小沢孝文・文研事例研レポ111号7頁（1995年）。

連絡および後続車両の危険回避等の措置を講ずるため、走行車線の進路上で歩行ないしは佇立して、時速90キロメートルで走行していたB運転の車両に接触轢過され、死亡した。

〈判旨〉一部認容。

「本件保険契約の……『重大な過失』とは、損害保険給付についての免責事由を定める（改正前：筆者挿入）商法641条にいう『重大ナル過失』と同趣旨のものと解すべきである。同条が『悪意又ハ重大ナル過失』による保険事故の招致を免責事由にしている理由は、そもそも保険制度が本来保険契約者又は被保険者の意思に基づかない偶然の事故発生に対しその損害の填補を行うものであることから、保険契約者又は被保険者が自ら保険事故を招致したといえる場合に保険金請求権を肯定するのは、保険契約当事者間の信義則ないしは公序良俗に反することになるからである。」

「重過失に該当するか否かについては、保険契約者又は被保険者が事故発生につきどの程度注意欠如の状態にあったかのみによって決すべきではなく、事故発生に至るまでの一連の行為やそれらの行為の目的を含めて、故意によって事故を招致したと同視し得る程度に社会的な非難が可能か否かなどを総合的に斟酌して決するのが相当である。」

「本件事故は、高速道路の走行車線上を走行していた車両がその進路上で歩行ないしは佇立していたAに接触轢過して発生したものであり……Aがかなり危険な判断・行動をとったものであり、Aにはかなりの程度注意欠如の状態にあったことは否定することができない。しかしながら、他方、Aには……自損事故を起こしたことから、二次災害防止のために、緊急に後続車両の運転者に対し案内・誘導等の措置を講じようとして、走行車線上に入り込んだにすぎないのであるから、故意によって後続車両と接触する事故を招致した場合と比較して、社会的な非難の程度は著しく低く、右の場合と同視することはできない。

したがって、本件事故は免責事由にいう重過失に該当しない」。

## 災害関係特約における重過失の概念

本件において、仙台地裁は、本件約款にいう重過失につき、改正前商法641条にいう「重大ナル過失」と同趣旨のものと解すべきであると判示する。さらに、重過失に該当するか否かを判断する場合、保険契約者または被保険者が事故発生についてどの程度注意欠如の状態にあったということのほか、事故発生に至るまでの一連の行為や行為の目的を含めて、故意によって事故を招致したと同視し得る程度に社会的な非難が可能か否かなどを総合的に斟酌する必要があると判示する。

【54】福岡地判平成6年6月15日文研生保判例集7巻370頁

### <事実の概要>

Aが非常勤顧問を務めるX<sub>1</sub>会社（原告）および代表取締役であるX<sub>2</sub>会社（原告）が、Y生命保険会社ら6社（被告）との間で、被保険者A、保険金受取人X<sub>1</sub>らとする、災害割増特約付き等の生命保険契約7件を締結した。Aは、夜間、国道上で自動車を運転中、トンネル入口のコンクリート壁に激突する事故で死亡した。

### <判旨>一部認容。

「Aは……午後8時30分ころ……B宅を本件車両を運転して出発し、翌……午前零時過ぎに……波止場に到着し、途中夜食のため休憩を取ったものの、間断なく夜釣りを楽しみ、同日午前6時ころ、Cから『帰宅しよう。』と誘われたものの、その誘いを断って、一人……残り、そのまましばらく釣りを続け、同日の夕方、Bに翌日の……旅行に自分は参加しない旨を伝え、翌……日午前3時15分ころ、本件事故により死亡したものであって、睡眠不足の状態、かなりの疲労が蓄積していたものと推認されるところである。」

「本件事故現場付近は、緩やかな右カーブとはなっているものの、夜間でも比較的明るく、見通しも良い場所であるから、運転者が通常の注意を払ってさえいれば、容易に進行することのできる場所である。」

「Aが、運転免許を取得して約半年後に、睡眠不足によるかなりの疲労状況下で、法定最高速度をはるかに超える速度を出して本件車両を運

転することがなければ、本件事故に至ることはなかったものと考えられるのであって、飲酒等の事情がないとしても、右は、保険約款上の免責事由にいうところの重過失に当たるものというべきである。

本件において、福岡地裁は、重過失概念に言及することなく、被共済者の重過失の有無を判断している。

【55】新潟地判平成6年7月19日文研生保判例集7巻398頁

<事実の概要>

Aは、Y生命保険会社（被告）との間で、被保険者A、保険金受取人Xら（原告）とする、災害特約付き生命保険2件を締結した。Aは、飲酒の後、構造上、自動車専用道路に近く、交通量も激しい国道上で、ふらついたり寝込んだりして自動車に衝突し、死亡した。

<判旨>請求棄却。

「Aが本件事故直前に泥酔していたこと、本件事故の発生はAの泥酔によるものであることが認められる。……Aが泥酔状態にあったことを除外しても、本件事故現場は構造的にほぼ自動車専用道路に近く、交通量も激しい国道上であり、同所でふらついたり、寝込んだりすることは少なくともAの重大な過失であること、本件事故の発生はAの右重過失によるものであることが優に認められる。」

本件において、新潟地裁は、重過失概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している。

【56】東京地判平成7年4月19日生保判例集8巻111頁

<事実の概要>

Aは、Y生命保険会社（被告）との間で、被保険者A、死亡保険金受取人X（原告）とする、傷害特約・災害割増特約付き生命保険契約を締結した。Aは、自動二輪車を制限速度（40キロメートル）の2倍前後の高速で運転し、B運転の車両に幅寄せされて接触し、信号機用のコンクリート柱に激突し、死亡した。

<判旨>請求棄却。

## 災害関係特約における重過失の概念

「本件事故の直接の原因は、Bが後、側方の安全を確認することなく、あえて高速のままかなり急激に進路を変えたことにあることは明らかである。

しかし、Aが、ことさら加害車両に幅寄せ、空ぶかしするなどし、また、高速で並進するなどしたことが、Bの右のような危険な行為を誘発する一因となったものといわざるを得ない。……真夜中のかなり薄暗い道路を、自動二輪車という必ずしも安定の良くない自動車で、しかも、制限速度の2倍前後の高速で、蛇行運転をするという危険な行為を継続し、加害車両の進路変更に対しても、何ら安全策を講じることなく、無謀にも……高速で追行するという運転行為が本件事故の一因をなしているというべきである。」

「自動車を運転する者であれば、右のような運転行為が重大な交通事故を引き起こす可能性のあることは、わずかの注意をはらうことによって十分予見することができたものとみるべきであるから……A自身の重大な過失によって死亡の結果を生じたものと評価するのが相当である。」  
本件において、東京地裁は、重過失概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している。

【57】盛岡地判平成7年6月29日生保判例集8巻163頁<sup>(51)</sup>

<事実の概要>

Aは、Y生命保険会社（被告）との間で、被保険者A、死亡保険金受取人X（原告）とする、傷害特約・災害割増特約付き生命保険契約を締結した。Aは、1月の深夜、B運転の自動車に同乗していたところ、Bが十分減速せず、時速70キロメートルの速度で進行した過失により、同車を道路脇の水田に転覆させたため、肺挫傷等の傷害を負い、死亡した。

<判旨>請求認容。

「本件保険契約の災害死亡保険金支払免責事由である『重大な過失』

---

(51) 判批，松本好史・文研事例研レポ121号1頁（1996年），菅谷武司・同124号8頁（1997年）。

とは、基本的には一般民事法における『重過失』と同じく、通常人に要求されている程度の相当の注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見過ごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すものと解される。……故意と過失は質的に違うのに対し、過失と重過失の間には量的な差異しかなく、具体的な事例で『重大な過失』にあたるか否かの判断をするにあたっては、本件保険契約に免責事由がおかれた趣旨から考える必要があるところ、その趣旨は、保険契約者若しくは被保険者の悪意若しくは重大な過失によって生じた損害につき保険者の免責を定めた（改正前：筆者挿入）商法641条と同様に、本来保険制度が偶然の事故発生に対し、その損害填補を目的とするものであることからすると、保険契約者や被保険者が故意または重大な過失により自ら保険事故を招致するような場合、これについての保険金請求を認めることは当事者に要求される信義誠実の原則に反するし、また、これにより保険金目当ての事故が発生するなど、社会経済上適切でない事態が生ずると考えるところにあると解する（最高裁第三小法廷昭和32年7月9日判決……、最高裁第一小法廷昭和57年7月15日判決……参照。）」

「Bは、交通違反歴が多く……本件事故当時運転免許停止処分を受けていたこと、本件事故前までに飲酒しておりその量は少なくともビール2リットルは下らず、酒気帯び運転状態にあったことが認められるのであり……Aの方は、Bが免許取消処分を受け無免許であること、自分より前から飲酒していたことを知っており、自らはそれほど飲酒していなかったにもかかわらずBに『車を運転してみるか。』というようなことを述べており、これがBをしてAの車を運転させる大きな契機になったことは否定できず、また、Bの運転開始後本件事故に至るまで、Aに運転を代わろうとした形跡がないことなどからみれば、Aの行動が少なからず軽率であったことは否定できない。」

「Bが本件事故当時酒気帯びの状態にあったとしても、Aがそこから

## 災害関係特約における重過失の概念

たやすく本件事故を予見できたといえるかにはなお疑問がある。すなわち……本件事故直後のBは確かに酒臭があり、顔色も赤かったが、言語態度状況や歩行能力は正常であったのであり……Bは運転開始後、本件事故に至るまで約1・2キロメートルの右折、左折を繰り返す市街地の経路を無事に運転しており、その間、Aが運転を代わろうとしたりしなかったことは逆にBの運転が直ちに危険を感じさせるようなものでなかったことを窺わせる。……Aは、10時過ぎころになってBらの飲み会に加わったものであり、Bの飲酒状況についてどの程度認識して『運転してみるか。』というようなことを述べたのかは証拠上必ずしも明らかとはなっていない。』

「本件事故の態様は、運転免許を取得したことのない者が無免許で車の運転を行い、運転の技術が未熟であったが故に招いた事故とは言えず、無免許運転を行ったことと本件事故発生との間に直接関連性があるとは認め難い。従って、AがBには運転免許がないことを知っていたことを捉えて、Aに本件事故の発生を容易に予測し得たという議論を直ちにすることは相当ではない。」

「Aにおいてわずかの注意さえ払えば、たやすく本件事故の発生を予見できたとまでは認め難く、Aに重過失があったということはできない。」

本件において、盛岡地裁は、本件約款にいう重過失概念について、最高裁昭和32年判決と同じく、通常人に要求されている程度の相当の注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見過ごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すものと解している。その際、裁判所は、具体的な事例で重過失にあたるか否かの判断をするにあたっては、保険契約に免責事由の趣旨から考える必要があるところ、その趣旨は、改正前商法641条と同様に、保険契約者や被保険者が故意または重大な過失により自ら保険事故を招致するような場合、これについての保険金請求を認めることは当事者に要求される信義誠実の原則に反

するし、また、これにより保険金目当ての事故が発生するなど、社会経済上適切でない事態が生ずると考えるところにあると解する。

【58】福岡高判平成8年2月14日生保判例集8巻356頁（【54】の控訴審判決）

<事実の概要>

【54】に対して、Xら（原告・控訴人＝被控訴人）およびYら（被告・控訴人＝被控訴人）がともに控訴。

<判旨>一部却下、一部認容、一部棄却。

①Aのこれまでの行動から女性問題、借金苦、遺言書の存在および多額の保険加入は自殺の動機とは考えにくいこと、自殺は認められず、②多額の保険加入直後の死亡であるが、死亡保険金受取人Xらの当時の業態や営業実績、保険金総額、保険料支払能力、保険募集状況等からして公序良俗に違反するとまではいえないこと、③保険金詐取目的や被保険者の詐欺による保険加入の事実も認められないこと、④Aは、運転免許取得の半年後に、睡眠不足によりかなり疲労した状況で法定最高速度をはるかに超える速度で運転しており、運転を休止ないし中止することなく、危険な状態での運転を継続したのであるから重大な過失があることから、主契約の支払請求は認容し、災害関係特約の支払請求は棄却する。

本件において、【54】の控訴審である福岡高裁は、重過失概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している。

【59】前橋地判平成8年4月22日生保判例集8巻463頁

<事実の概要>

Aは、Y生命保険会社（被告）との間で、被保険者A、死亡保険金受取人X（原告。Aの親）とする、災害割増特約付き生命保険契約を締結した。Aは、深夜、酒に酔った状態（血中アルコール濃度1ミリリットルあたり2.02ミリグラム）で歩道と車道が明確に区分され、直線が続く見通しのよい道路中央に濃色の服を着て横たわっていたところ、B運転の車両に轢過され、死亡した。



<判旨>請求棄却。

Aは「深夜に、濃色の衣服を着て、車道中央に酒を飲んで横たわっていたものであり……通行する車両に轢過され、死亡するに至る危険性は極めて大きいものといわなければならない、本件事故の発生について被害者には重大な過失があったものと認められ」る。

Aは「酒癖が悪く、これまでも酒に酔って車の中や電話ボックスの中に寝たりしたことがあり、本件事故当日も夕方6時半頃には酒を飲んでいたことが認められ、これに……被害者の本件事故当時の血中アルコール濃度を合わせ勘案すると、被害者は当時寝込んでいたかどうかはともかく、少なくとも酒に酔ったせいで横になっていたものと推認することができる。」

「被害者には本件事故の発生について重大な過失があったものと解するのが相当である。」

本件において、前橋地裁は、重過失概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している。

【60】福岡地判平成8年8月28日生保判例集8巻602頁<sup>(52)</sup>

<事実の概要>

Aは、Y生命保険会社ら5社（被告）との間で、被保険者A、保険金受取人Xら（原告）とする、災害特約付き生命保険契約7件（共済契約、簡易生命保険契約を含む）を締結した。Aは、旅行で海岸に行った際、崖縁から身を乗り出した結果、崖下に落下して死亡した。

<判旨>請求認容。

「重過失は、損害保険給付についての免責事由を定める（改正前：筆者挿入）商法641条にいう重過失と同趣旨のものと解するのが相当である。……同条が悪意又は重過失による保険事故の招来を免責事由にしている理由は、被保険者がこれらの行為により自ら保険事故を招来した場

---

(52) 判批，筧敏英＝豊村健治・文研事例研レポ132号8頁（1998年）。

合に保険金請求を認めることは信義誠実の原則及び公序良俗に反し、また、これにより保険金目当ての事故が発生し、社会経済上適切でないからである。……各約款にいう重過失という免責事由があるかどうかは、不注意による事故の招来が悪意による事故の招来と同視できる程度に悪質であり、保険金の支払を認めることが信義誠実の原則及び公序良俗に反するかどうかで決すべきであると解するのが相当である。』

「Aは、再三にわたり、Bから崖縁に近寄りすぎないようにと注意を受けていたにもかかわらず、崖下の景色を見ようとして四つん這いになって崖縁に進んで行って身を乗り出していった結果、崖下に転落して、死亡したものであり、かなりの程度の不注意が認められる。しかしながら、いまだ悪意による転落と同視できるほど悪質であるとまでは認めることができず、結局、Aには、免責事由にあたる重過失があるとは認められないというべきである。」

本件において、福岡地裁は、本件約款にいう重過失は、改正前商法641条にいう重過失と同趣旨のものと解するのが相当であり、重過失に該当するかどうかは、不注意による事故の招来が悪意による事故の招来と同視できる程度に悪質であり、保険金の支払を認めることが信義誠実の原則及び公序良俗に反するかどうかで決すべきと判示している。

【61】東京高判平成8年9月11日生保判例集8巻628頁（【59】の控訴審判決）

<事実の概要>

【59】に対して、X（原告・控訴人）が控訴。

<判旨>控訴棄却。

事故の原因につき、通行車両運転者Bの過失が競合していたとしても、被保険者Aに重過失がある以上、重過失免責条項の適用は否定できない。

本件において、【59】の控訴審である東京高裁は、重過失概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している。

【62】京都地判平成9年1月24日生保判例集9巻41頁<sup>(53)</sup>

<事実の概要>

X（原告）は、Y生命保険会社との間で、被保険者A（Xの妻）、死亡保険金受取人Xとする、災害関係特約付き生命保険契約を締結した。Aは、公園管理事務所付近の林道脇において凍死した。

<判旨>請求棄却。

「本件保険契約における災害割増保険金給付の免責事由である被保険者の『重大な過失』とは、損害保険給付についての免責事由を定める（改正前：筆者挿入）商法641条及び同法829条にいう『重大な過失』と同趣旨のもので、わずかの注意さえすれば、違法又は有害な結果を予見できた場合であるのに、漫然とこれを看過したような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すものと解するのが相当である（最高裁判所昭和57年7月15日……参照）。」

「①本件事故現場は……冬季の夜間に比良山に登山するつもりであれば、防水防寒靴、結露防止のための防水具……照明器具……を着用又は携行するのが通常であるが（登山を趣味とし、冬山登山及び夜間の……登山の経験のあるAは、このことを知っていたか又は容易に知りえたというべきである。）、Aは右防水防寒靴等を着用又は携行していなかったこと……自宅から本件事故現場に至るまでの約12キロメートルを深夜から早朝にかけて約6時間半にわたり歩いていること……家族に行先を告げずに外出し、自宅を出る前に書き置きしたメモにも行先の記載がないこと……からすると、Aが自宅を出た際に……登山するつもりであったものとは到底考えがたいこと、②Aは、大津市内に居住し、比良山にも数回訪れたことがあること……からすると、Aが道に迷って本件事故現場に至ったものとは認めがたいこと、③Aは、自宅を出る際に、綿製の上下のトレーニングウェア……及び厚手の袖なしベストを着用し、運動靴……を履いていたが……本件事故当時の気温は0.5℃ないし2.2℃

---

(53) 判批，松澤亮・文研事例研レポ133号7頁（1998年）。

(本件事故現場付近では0℃前後)であったこと……に照らすと、Aの右着衣等は、深夜から早朝にかけて長時間歩行したり……登山するための防寒装備としては不十分であったというべきであり、しかも、Aは本件事故現場に至る途中で右ベストを脱いでいること……④本件事故当時、Aには所持品……を有していた形跡はなく……Aが本件事故現場に至る前に途中で引き返そうとした形跡も窺われないことを総合すると、Aは、本件事故発生の日の前日の深夜から右事故当日の早朝にかけて約6時間半にわたり、防寒装備が不十分なまま約12キロメートルを歩き回った後に、本件事故現場に至ったが、寒さと疲労のため、その場で眠り込み凍死したことを推認することができ、これを妨げるに足る証拠はない。]

「登山を趣味とし、冬山登山の経験を有するAにおいては、防寒装備が不十分なまま、深夜長時間(約6時間半)にわたり約12キロメートル歩き回った後に、早朝一人で周囲に人の気配のない……本件事故現場に赴けば……凍死に至るおそれがあることを容易に予見できたというべきであり、しかも、本件事故現場に至る前に十分な防寒装備をしたり、途中で引き返し又は安全な場所で休憩するなどのわずかの注意さえすれば、本件事故を回避することができたというべきであるから、Aには本件事故につきほとんど故意に近い著しい注意欠如があったものと認められ、右の注意欠如は、本件保険契約における……『重大な過失』に該当するものと解するのが相当である。」

本件において、京都地裁は、本件約款にいう重過失とは、改正前商法641条及び同法829条にいう「重大ナル過失」と同趣旨のもので、わずかの注意さえすれば、違法または有害な結果を予見できた場合であるのに、漫然とこれを看過したような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すものと解している。

【63】大阪地裁岸和田支判平成9年2月25日生保判例集9巻107頁  
＜事実の概要＞

Aは、Y生命保険会社ら(被告)との間で、被保険者A、死亡保険金  
186 (486)

## 災害関係特約における重過失の概念

受取人X（原告。Aの妻）とする災害割増特約等付き生命保険契約と共済契約を締結した。Aは、甲池において溺死した。

＜判旨＞請求棄却。

「Aは、胃の全摘手術を受けて後は、酒量が減り、家でビール大ビン1本飲んでも足を取られるようになっていた。……C型肝炎に罷っており……医師からも酒を控えるように指導されていたこともあり、毎日飲むことはなくなっていた。」

「健康な者でも、猛暑炎天下で飲酒すれば、部屋の中の場合よりも酔いの廻りが早く酔いの程度もきついことは常識である。」

「Aは、気晴らしの散歩の際に池の縁のガードレールに腰掛けるか凭れ掛かって飲酒するのであるから、気温、自己の体質・酒量等を考えて、適量にとどめるべき注意義務がある。」

検屍したB医師が警察官から聞かされたことを診療録……に記載していること、缶ビールを買うのに使ったと推定される金額が千円に近い額であること……からすると、Aが飲んだのは缶ビール2ないし3本分位（大ビン1本分を越える位）であると推定できる。

Aは……酔っぱらって転落している。白昼足下もよく見えるのに、ふらついたうえに頭から転落する程に酔っぱらってしまって転落したことは重大な過失に該当する。」

本件において、大阪地裁は、重過失概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している。

### 【64】青森地判平成9年5月30日生保判例集9巻299頁

＜事実の概要＞

Aは、Y生命保険会社（被告）との間で、被保険者A、死亡保険金受取人X（原告）とする災害割増特約等付き生命保険契約を締結した。Aは、中程度の酩酊状態で、車道上に横臥していたところ轢過され、死亡した。

＜判旨＞請求棄却。

Aは「横断中にはねられたことを推認させる事実を認めることはできず……事故現場の状況や遺体の損傷状況等……に照らせば、Aは、泥酔状態とまではいえないが、中程度の酩酊状態で、車道上に横臥していたところを本件事故に遭ったと推認するのが相当であり、深夜とはいえ、日中の交通量からすれば、交通量が少ないとはいえない車道上に横臥していれば、通過車両にひかれることは容易に考えられるところであるから、Aには、本件事故発生に関して重大な過失があったといわざるを得ない。」

本件において、青森地裁は、重過失概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している。

【65】 広島地判平成9年10月8日生保判例集9巻422頁

<事実の概要>

Aは、Y生命保険会社（被告）との間で、被保険者A、死亡保険金受取人X（原告）とする災害割増特約等付き生命保険契約を締結した。Aは、飲酒後、集合住宅4階の自宅に帰宅し、玄関の鍵を解錠できなかったため、屋上に昇り、コンクリート柵を乗り越えて、屋上から突き出した庇状の部分の真下に存する自宅ベランダに降りようとしたところ、約11メートル下の地上に転落し、死亡した。

<判旨>請求棄却。

「本件事故は、通常人であれば容易にその危険性を認識し到底することのない行為により発生した結果というべきであり、Aの重過失によるものというほかない。」

本件において、広島地裁は、重過失について、通常人であれば容易にその危険性を認識し到底することのない行為を言うと解しているといえる。

【66】 大阪高判平成9年10月24日生保判例集9巻448頁（【63】の控訴審判決）

<事実の概要>

【63】に対して、X（原告・控訴人）が控訴。

＜判旨＞控訴認容。

「本件事故につきAに重大な過失があったというためには、Aにおいて、僅かな注意さえすれば、容易に本件事故の発生を認識し、あるいは本件事故の発生を妨げるための適切な措置をとることができたにもかかわらず、これを怠ったために、本件事故を招来したという、故意に近いか、故意に準ずる程度の高度の注意を欠いたことを要するというべきところ、①本件事故の態様等は、前記……のとおりであると推認できること、②Aは、本件事故当時、350ミリリットルの缶ビールを2本超えない限度で飲んでいと推認できるところ……同人は、健康な時には毎日飲んでおり、胃の手術後は、酒量が減ったものの、本件事故前ころは、毎日ではないが、食事の時に、缶ビール1、2本……くらい飲んでいたことに照らせば、Aの本件事故当時の酒量は、日頃の酒量の範囲を超えていたものとは言い難いこと……③水深等からして、甲池は……大人が誤って転落しても、溺死するような溜池ではなく、かつ、Aもこれを知っていたと推認できること、以上に照らせば、本件事故を招来したことにつき、Aには……重大な過失があったものということとはできない。」

本件において、【63】の控訴審である大阪高裁は、重過失について、僅かな注意さえすれば、容易に事故の発生を認識し、あるいは事故の発生を妨げるための適切な措置をとることができたにもかかわらず、これを怠ったために、事故を招来したという、故意に近いか、故意に準ずる程度の高度の注意を欠いたことを要すると解している。

【67】東京地判平成9年10月27日生保判例集9巻443頁

＜事実の概要＞

Aは、Y生命保険会社ら（被告）との間、被保険者A、死亡保険金受取人X（原告。Aの妻）とする、傷害特約・災害割増特約付きの生命保険契約等を締結した。Aは、自転車から降り、電車が来るのを目視した上で、踏切遮断装置の棒の下をくぐり抜けて踏切内に飛び出し、電車に

轢かれて死亡した。

＜判旨＞請求棄却。

「本件事故は訴外Aの著しい注意欠如により惹起されたものというべきであり、右は本件保険契約における……免責事由たる『重大な過失』に……該当する」。

本件において、東京地裁は、重過失概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している。ただし、重過失概念を著しい注意の欠如と解しているといえる。

【68】 松江地判平成9年12月18日生保判例集9巻567頁

＜事実の概要＞

Aは、Y生命保険会社（被告）との間で、被保険者A、死亡保険金受取人X（原告）とする災害割増特約等付き生命保険契約を締結した。Aは、横断歩道付近に倒れていたところ、B運転の自動車により轢過され、死亡した。

＜判旨＞請求棄却。

「法令上の『重大な過失』の意義については、『通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば違法・有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指す。』と解するのが判例上ほぼ確定しており……本件免責特約にいう『重大な過失』の意義についても同様に解すべきである。」

「訴外Aは、深夜でかなり交通量は少なくなっていたとはいえ、車両の往来の絶えない……幹線道路の横断歩道付近にかなりの酩酊状態で横たわっていたものであり、黄色の点滅信号で車両が横断歩道の手前で停止することなく通過していくことを考えると、訴外Aの右行為は通常予測できない自殺行為に等しい極めて危険な行為ということができ、同人には、本件免責特約にいう『重大な過失』があったというべきである。」

本件において、松江地裁は、法令上の重過失の意義については、通常



## 災害関係特約における重過失の概念

人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば違法・有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すと解するのが判例上ほぼ確定しており、本件約款にいう重過失の意義についても同様に解すると判示している。

【69】 広島高判平成10年3月17日生保判例集10巻121頁（【65】の控訴審判決）

<事実の概要>

【65】に対して、X（原告・控訴人）が控訴。

<判旨>控訴棄却。

Aの行為が重過失によるものであることについては、原審判決と同旨。

本件において、【65】の控訴審である広島高裁は、重過失概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している。

【70】 仙台地判平成10年3月19日生保判例集10巻123頁

<事実の概要>

Aは、Y生命保険会社ら2社（被告）との間で、被保険者A、死亡保険金受取人X（原告。Aの妻）とする災害割増特約等付き生命保険契約を締結した。Aは、海中から車両に乗った状態で発見され、死亡しているのが確認された。

<判旨>請求棄却。

「本件事故現場のような場所を夜間に走行すること自体、危険性の大きいものであり、ましてや、Aにおいては、自宅近くである右現場の状況を十分に認識していたものであるから、右走行に際しては、ライトを点灯し、誤っても、岸壁に近づき、海中へ転落したりすることのないよう運転すべきは当然であるところ……同人は、本件車両を、無灯火のまま海面に向けて走行させた結果、海中に転落したものであって、本件事故は、同人の重過失によって発生したものと認めるのが相当である。」

本件において、仙台地裁は、重過失概念に言及することなく、被保険

者の重過失の有無を判断している。

【71】福岡高判平成10年6月29日判タ1019号233頁（【60】の控訴審判決）  
＜事実の概要＞

【60】に対して、Yら（被告・控訴人）が控訴。

＜判旨＞取消・棄却。

①Aは、当時、14名の債権者に対し元本で合計6,000万円の債務を負担し、その多くから支払の督促を受け、一部の債権者との間では、貸金返還訴訟の敗訴判決が確定していたのであり、これは自殺の動機になりうる。②Aが崖縁へ向かって四つんばいで進み始めた際、同行していたタクシーの運転手からズボンをつかまれ、これが脱げたにもかかわらず、進行を緩めず、さらに、運転手から右足首をつかまれて制止されたのに、同人を引きずって崖の外へ進行を続け、落下し、死亡している。このようなAの行動は、単に海の写真を撮ろうとしたにしては余りに不自然であり、みずから死を決意した者の行動としか説明できない。③Aは、旅行中、土産を購入し、X<sub>1</sub>に電話をかけて、帰宅日の食事と風呂の用意を頼んでいるが、自殺者のすべてが一貫した意思の下に自殺を敢行するとは限らないから、Aの行動をもって、同人に自殺の意思がなかったと断定することはできない。諸事情に照らせば、Aの落下は自殺であると認められ、原判決中の請求認容部分を取り消し、Xらの請求をすべて棄却する。

本件において、【60】の控訴審である福岡高裁は、重過失概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している。

【72】仙台高判平成10年10月20日生保判例集10巻401頁（【70】の控訴審判決）

＜事実の概要＞

【70】に対して、X（原告・控訴人）が控訴。

＜判旨＞控訴棄却。

Aの行為が重過失によるものであることについては、原審判決と同旨。

## 災害関係特約における重過失の概念

本件において、【70】の控訴審である仙台高裁は、重過失概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している。

【73】福岡高判平成10年10月23日生保判例集10巻403頁<sup>(54)</sup>

<事実の概要>

Aは、Y農業協同組合（被告・控訴人）との間で、被共済者A、共済金受取人をX（原告・被控訴人。Aの子）とする災害給付特約付き共済契約を締結した。Aは、飲酒の上、車道上に座り込んでいたところ、B運転の自動車に轢過され、死亡した。

<判旨>請求認容。

「本件事故当時は深夜であり、しかも、本件事故現場付近は街灯が点灯されておらず、かなり暗かったにもかかわらず、Aは、酒に酔った状態で、夜間認識が困難な紺色の衣類を着用して、国道上に胡座様の姿勢で座り込んでいたのであるから、背後から走行車両に轢過される危険性は大きかったというべきである。当時、Bにも不適切な要因がなかったわけではないが、その程度は、深夜の国道上に座して動かないAとの衝突を回避するについて決定的な障害となる程著しいものではなかったことが認められ、Bの少し前に現場を通過したCが、ふらふらと動きのあるAに危うく衝突しそうになったことを勘案すると、Aの右行為は、本件約定にいう『被共済者の重大な過失により生じた災害によって事故が発生したとき』に該当するものと解するのが相当である。」

本件において、福岡高裁は、重過失概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している。

【74】札幌地裁岩見沢支判平成11年5月25日生保判例集11巻310頁

---

(54) 原審である長崎地裁は、Yが口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面をも提出しないので請求原因事実を自白したものとみなして、Xの請求を認容した（長崎地判平成8年5月8日生保判例集8巻496頁）。また、原審判決では、事実関係が判明しないことから、控訴審判決である本判決においてそれを明示することとする。また、上告審である最決平成11年6月11日生保判例集11巻344頁では、受理不可となった。

<事実の概要>

X（原告）は、Y農業協同組合（被告）との間で、被共済者A（Xの子）とする、災害給付特約付き共済契約、国との間で、被保険者A、保険金受取人Xとする簡易生命保険契約を締結した。<sup>(55)</sup>Aは、乗船している船から逃げ出そうとして、海中に飛び込み、溺死した。

<判旨>請求棄却。

Aは「船員としての仕事にも他の乗組員にもなじめず、精神的に落ち込み、友人であるBを訪ねるべく、深夜、最寄りの岸壁からそれぞれ約360メートル及び約700メートル離れた位置に停泊していた船から泳いで岸までたどり着こうとして海に入ったものであることが推認される。……気温は約5度、水温は9度という冷たさであり、その際の服装も、身の周りの物を入れたバッグを持ち、上下作業服の上にライフジャケットを2枚重ねて着用するというはなはだ身動きの取りにくいものであり、加えて水中においては作業服が水を吸い込むため一層泳ぎにくくなると推認されるのであって、これらを総合すると、Aの右行動は常軌を逸したものであるといわざるを得ない。」

「Aの行動は、通常人であれば溺死等の危険性を容易に認識し得るものということかできるのであって、一般に要求される注意を著しく欠いたものであるといわざるを得ない。

したがって、Aの死亡は、重大な過失によるものというべきである。」

本件において、札幌地裁は、重過失概念について、通常人であれば行為の結果の危険性を容易に認識し得るものということかできるのであって、一般に要求される注意を著しく欠いたものであるというと解している。

【75】高松地判平成11年6月29日生保判例集11巻364頁

<事実の概要>

---

(55) 簡易生命保険法51条2項3号では、重過失による死亡を免責事由とされている。

## 災害関係特約における重過失の概念

Xら（原告）は、Y生命保険会社ら3社（被告）との間で、被保険者A、死亡保険金受取人Xとする、災害割増特約付きの等の生命保険契約3件を締結した。Aは、自宅のあるマンション10階から転落し、死亡した。

<判旨>請求棄却。

「Aが、自ら右10階廊下の手摺りの上に上がり、または、右手摺りを乗り越えるかし、あるいは、右のような行為をしようとする途中、誤って転落して死亡したとすると、右各行為それ自体が連絡の危険に直結することは論をまたないから、右転落事故がAの重大な過失によるものであることは明らかである。」

「マンションの10階の開放された廊下の手摺りにもたれながら、あえて足を上げて身体の重心を手摺りの外側に移動させるような所為に及ぶことがいかに危険極まりないことかは一般人が容易に理解し得るところである。Aが、右のような所為に及び、その結果、転落して死亡したとすると、右転落死亡事故は、Aの重大な過失によるものといわざるを得ない。」

本件において、札幌地裁は、重過失概念について、行為の結果の危険性を一般人が容易に認識し得るものというと解している。

【76】高松高判平成12年3月9日生保判例集12巻153頁（【75】の控訴審判決）

<事実の概要>

【75】に対して、Xら（原告・控訴人）が控訴。

<判旨>控訴棄却。

「不慮か故意かの決定されない高所からの墜落」を含む「不慮か故意かの決定されない損傷（傷害）」が「不慮の墜落」と区別されていることは、約款自体から判明しないことや、分類提要は統計処理上の分類の基準を定める目的で作成されたものであるから、分類提要の内容のみを根拠として、被保険者の死亡が不慮の事故によるものであることの主張

立証責任が保険金請求者にあると即断するのは相当でない。

被保険者と密接な人的関係にある保険金請求者に、具体的事故態様や被保険者の生活状況等から「不慮の事故により死亡したこと」を立証させると解したとしても、保険金請求者に酷ではない。

災害割増特約災害保険金、傷害特約災害保険金及び災害割増特約死亡保険金については、「偶発的な外来の事故により死亡したこと」が保険金の支払事由とされていることなどから、偶発的な外来の事故による死亡であることを保険金請求者において主張立証責任を負担し、これに対して保険者が事故の発生について被保険者に重過失があることを主張立証すれば免責される。

被保険者のマンション10階からの転落による死亡は自殺である可能性が高く、少なくとも、それが「不慮の事故」すなわち「(急激かつ)偶発的な外来の事故」であることが立証されたとは到底いえない。

本件において、【75】の控訴審である高松高裁は、重過失概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している。

【77】大阪地判平成13年6月15日交民集34巻3号758頁

<事実の概要>

Aは、B生命保険会社（訴訟脱退前被告）との間で、被保険者A、保険金受取人X（原告）とする、災害割増特約付き生命保険契約を締結した。その後、Bは、Y生命保険会社（被告）に対し、保険契約の包括移転を行った。Aは、酒に酔った状態で、信号待ちで停車していたC運転の車両の運転席外側ステップにより登り窓ガラスを連打し、大声で叫び出すなどしたことから、Cは車両を前進させたが、Aの動静を十分に確認しないまま車両を時速約10キロメートルの速度で進行させた結果、Aは、運転席ステップから路上に転落し転倒し、同車右前輪で轢過され、死亡した。

<判旨>請求認容。

『重過失』の意味については、一般民事法上という『重過失』と特

## 災害関係特約における重過失の概念

段別異に解すべき理由はないから、『通常人に要求されている程度の相当の注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見過ごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すもの』（最高裁第三小法廷判決昭和32年7月9日……参照）と理解するのが相当である。』

「亡Aが酒に酔った状態で停車中のC車両の運転席外側ステップによじ登り、運転席側窓ガラスを手拳で殴打する行動に出たことは軽率のそしりを免れないというべきであるが……本件事故は、訴外CがC車両を横断歩道付近で一旦停止させた後、本件交差点の対面信号機が赤色を表示していたにもかかわらずこれを無視し、かつ、亡Aが運転席外側ステップに乗ってC車両にしがみついていることを認識しながら、同車両を十数メートルにわたり時速約10キロメートルに加速させながら走行させた行為に起因して発生したものとすべきところ……亡Aの行為は必ずしも運転者を差し迫った危険に直面させるものとはいえないから、運転者が交通法規を無視して車両外に掴まっている人が転落するかもしれない危険を敢えて冒して車両を進行させるという行動に出ることは、通常人にとって予見可能とはいい得ないのみならず、上記亡Aの行為それ自体には必ずしも車両に轢過されて死亡するに至るとのことまでの具体的な危険性が認められないことからすれば、亡Aがわずかの注意によって有害な結果を予見することができたのに漫然とこれを見過ごし、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態により本件事故を惹起したものとまではいうことができない」。

本件において、大阪地裁は、重過失の概念について、通常人に要求されている程度の相当の注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見過ごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すものと解している。

【78】大阪高判平成13年12月21日 LEX/DB インターネット 【77】の控

訴審判決)

<事実の概要>

【77】に対して、Y（被告・控訴人）が控訴。

<判旨>取消・控訴棄却。

「亡Aの訴外Cに対する行動は、相当酒に酔っていたとしても、過失行為ではなく故意に基づくもので、何の落ち度もない訴外Cを著しく困惑させるものであったことは明らかで、C車両を発進させて亡Aを轢過した訴外Cの行為に先行しているものであり、本件事故は亡Aの先行した行動がなければ起り得なかったものである。亡Aの行動は、自ら本件事故を招いたと評価し得る」。

「本件事故を『不慮の事故』に該当するとみることには疑問があり……『不慮の事故』とみることができるとしても、本件事故の発生について亡Aに重大な過失があったことが明らかである。」

本件において、【77】の控訴審である大阪高裁は、重過失概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している。

【79】松山地裁今治支判平成16年3月11日判タ1181号322頁

<事実の概要>

Aは、Y生命保険会社（被告）との間で、被保険者A、死亡保険金受取人X（原告）とする、災害割増特約付き生命保険契約を締結した。Aは、午前0時ころ、昇降機の4階昇降口から昇降路床に転落し、死亡した。

<判旨>請求棄却。

昇降機に関する「不具合が偶然に競合したものではあるが、呼出ボタンを押しても搬器が来ない場合に昇降口ドアを開扉する行為は死に直結し得る極めて危険な行為であるし、Xに電話する等本件ビル4階から外に出るためにより安全な方法は他にあったものであるから、亡Aの本件ドアの開扉行為は、本件事件における同人の死亡という結果との関係で、わずかな注意をすれば結果の予見が可能であるのにこれ見過ごした著し



## 災害関係特約における重過失の概念

い注意欠如があるというのが相当であるから、本件事件につき亡Aの重過失を推認することができる。」

本件において、松山地裁は、重過失概念について、わずかな注意をすれば結果の予見が可能であるのにこれ見過ごした著しい注意欠如があるというのと解している。

【80】東京地判平成17年10月17日判タ1241号214頁

<事実の概要>

Aは、Y生命保険会社（被告）との間で、被保険者A、保険金受取人X（原告）とする、災害割増特約・傷害特約付き生命保険契約を締結した。Aは、自宅屋上から転落し、死亡した。

<判旨>請求認容。

「本件免責条項における『重大な過失』とは、(改正前：筆者挿入)商法641条における『重大ナル過失』と同趣旨のものと解すべきであって、注意義務違反の程度が著しいものをいうと解すべきである。」

「Aはサンダル履きで、堅固で安定した足場のないまま、夜間に、高さ113センチメートルの本件フェンスに上るという危険な状態を自ら生じさせていることを考えると、Aの行為はやや慎重さを欠いたとの批判は免れないであろう。

しかしながら、Aは、本件以前にも……テレビアンテナの方向を変えて調整したことがあったこと、本件事故現場は、Aの自宅の屋上であって、日常的にサンダル履きで行動していたものと推測されること、本件フェンス自体は破損等しておらず、ぐらつき等があったとも認められないこと、本件付近には、筒状の配管、テレビアンテナ等足を掛け、あるいは手で掴まる部分が他にもあったこと、階段室南側側面には照明が点灯していたこと、Aには運動機能の障害などは認められず、飲酒等をしてきたことも認められないこと、また、本件事故当時雨が降っていたとは認められないことなどの事実を総合すれば、Aがテレビアンテナを調整しようとした行為は、事後的にみれば危険性を否定できないといえる

ものの、Aの自宅での日常生活の中では、わずかな注意を払えば当然本件転落事故を予見できるような極めて危険性の高い行為であったとまではいえず、注意義務違反の程度が著しかったとはいえないから、Aには……重過失があったとはいえないというべきである。」

「本件事故の場所はAの自宅の屋上であり、通常サンダル履きで行動していたものと考えられ、Aはそのような動きには慣れていたものと推測されること、本件事故以前にもアンテナの方向を変えて調整していたことが認められ、今回が初めてではないこと、本件事故当時雨が降っていたとは認められないことなど……Aがサンダル履きであったことをもって直ちにAの行為に重過失があるとはいえない。」

本件において、東京地裁は、重過失概念について、本件約款にいう重過失とは、改正前商法641条における「重大ナル過失」と同趣旨のものと解すべきであって、注意義務違反の程度が著しいものをいうと解すべきであると判示している。

【81】東京地判平成17年12月14日（判例集等未登載）<sup>(56)</sup>

<事実の概要>

被保険者が、飲酒・酩酊して路上に寝込んで横たわっていたところ、走行してきた普通乗用自動車に轢かれて死亡した。

<判旨>請求棄却。

被保険者は、「本件事故当時、自ら多量の飲酒をし、それによる酔いのために、雨の降る午後9時30分ころに車道上に寝込んで横たわりという、それ自体通行する車両にひかれ、死亡する危険性が大きい行為に及んでいたものであり、そのことが原因で本件事故が発生したのであるから、本件事故は」被保険者の「重大な過失により発生したものであるということが出来る」。

本件において、東京地裁は、重過失概念に言及することなく、被保険

---

(56) 大澤昌丈・事例研レポ218号17頁（2007年）参照。

## 災害関係特約における重過失の概念

者の重過失の有無を判断している。

【82】東京地判平成18年7月26日（判例集等未登載）<sup>(57)</sup>

<事実の概要>

Aは、Y生命保険会社ら2社（被告）との間で、被保険者A、保険金受取人X（原告。Aの妻）とする、災害割増特約付き等の生命保険契約を締結した。Aは、国道上において横臥していたところ、B運転の普通乗用車に轢過され、死亡した。

<判旨>請求棄却。

「重度の肝硬変患者が飲酒をすれば、肝機能が著しく低下していたこととあまって、アルコールを分解することができず、体内に長時間アルコールがとどまることになり、アルコールの影響を受けやすくなると認めるのが相当である。」

「亡Aは、本件事故当日、飲酒した状態で飲食店を訪れており、その様子から、飲食店を訪れる前に転倒していたことがうかがわれるところ、飲食店において……飲酒し、本件事故から約9時間後の血中アルコール濃度が1.06 mg/mlとなっているなど、当日かなり多量の飲酒をしていたことが認められるから、飲食店を退出した際には、酒に酔って、路上に転倒してもおかしくない状況であったと認められる。」

「Aは、国道……を横断しようとしたと認められるところ、そのためには、付近の信号機が設置された横断歩道を利用すれば足りるはずであるところ、幹線道路の1つであり、昼夜間を問わず、交通量の多い国道……を横断しようとしたことは、極めて危険な行為であるというべきである。」

「Aは、アルコールの影響を受けやすい身体の状態であったため、医師から禁酒の指導を受けていたにもかかわらず、多量の飲酒をし、路上において転倒しかねない状況でありながら、夜間でも交通量の多い国道

---

(57) 判批，大澤・前掲注(56)9頁。

……を横断して、斟酌したため倒れ込むなどして、路上に横臥するに至ったというべきであるから、本件事故は、亡Aの重大な過失によって発生したものというほかない。」

本件において、東京地裁は、重過失概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している。

【83】大分地判平成18年9月26日（判例集等未登載）<sup>(58)</sup>

<事実の概要>

Aは、Y生命保険会社（被告）との間で、被保険者A、死亡保険金受取人X（Aの妻）ら3名（原告）とする、傷害特約・災害割増特約付き生命保険契約を締結した。Aは、早朝、国道の車線中央をふらつきながら歩行中、B運転の車両に衝突され負傷した後も歩行を続け、C運転の車両に衝突され負傷した結果、11ヶ月後に死亡した。

<判旨>請求棄却。

「重過失とは、民事上一般的には、通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見過ごしたようなほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すと解される。

本件重過失免責条項……中の重過失について、民事上の一般的な重過失と同内容のものと考えるべきである（……最高裁昭和57年7月15日……参照。）」

「亡Aの立場を通常人から見れば、わずかの注意さえすれば、たやすく事故を予見することが十分可能な場合であるし……いずれは事故に遭うことが高い確率で予見される場合であるから、亡Aは、通常人からすればほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態であったということが出来る。

したがって、亡Aには重過失が認められる。」

---

(58) 判批，福田弥夫・事例研レポ220号1頁（2007年）。

## 災害関係特約における重過失の概念

「亡Aには、本件事故の1年ほど前から、加齢に伴う認知症の症状が出ており、物忘れ、判断能力の低下（失認）等が見られたのであるし、本件事故前後の亡Aの行動には少なからず異常さが見受けられることなどからすると、本件事故には、亡Aの認知症が関与していることを否定することは困難である。……しかしながら……重過失は通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見過ごしたようなほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すと解されることからすると、注意義務の基準は、被保険者の立場にたった場合の通常人であって……亡Aの能力を基準にすることはできないというべきである。」

「重過失の有無の判断の際に、Aの認知症の状態を考慮することができたとしても、亡Aの認知症は、加齢に伴う認知症の始まり程度の段階（又は軽い認知症）との証拠があり……意思能力は十分存在したのであるから……亡Aの重過失であるというほかない。」

本件において、大分地裁は、重過失について、民事上一般的には、通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見過ごしたようなほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すと解されると判示している。

【84】大阪地判平成18年11月29日判タ1237号304頁

### <事実の概要>

X（原告）は、Y生命保険会社（被告）との間で、被保険者A（Xの妻）、死亡保険金受取人・法定相続人とする、傷害保険契約を締結した。Aは認知症に罹患していたところ、パンを喉に詰まらせ死亡した。

### <判旨>請求認容。

「普通傷害保険契約における……保険者に対して死亡保険金の支払を請求する者は、発生した事故が偶然な事故であることについて主張立証

すべき責任を負うものというべきである（最二小判平成13年4月20日……）。」

「普通傷害保険契約は（改正前：筆者挿入）商法に規定がなく、約款に基づいて認められる保険類型であること……傷害保険の場合、生命保険とは異なり人の死亡という事実のみで保険金請求権が発生するものではなく、急激かつ偶然な外来の事故に基づく死亡があって初めて保険金請求権が発生するものとされており、普通傷害保険に係る約款もそのような趣旨から定められたものと解されることからすると、偶然性の要件のみならず、急激性、外来性の要件についても……保険金の支払を請求する者が、発生した事故の急激性及び外来性についても主張立証すべき責任を負うものと解するべきである。」

「Aは、B病院にて初老期痴呆（認知症）と診断されていて……退院後に主治医から出された診断書ないし意見書によると、見当識障害がある旨、日常の意思決定を行うための認知能力については見守りが必要である旨などが指摘されていたこと……退院以後、本件事故に至るまでの間もその症状が著しく改善したということはないことからすれば、Aは本件事故当時、その判断力が低下していたものと認められる。」

「Aの……判断力の程度やその発生した状況などに照らすならば、本件事故の発生をAにおいて予知できなかつたというべきであり、本件事故は偶然の事故に該当するというべきである。」

「Aの初老期痴呆（認知症）……が、本件事故の具体的原因をなしていたことまでは論証されていないといわざるを得ないのである。むしろ、本件事故は……外的な事情によって生じた人的な事故であると認めるのが相当である。」

本件において、大阪地裁は、重過失概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している。

## 第4章 検 討

### 第1節 重過失の概念

#### 1. 原因事故の事例群ごとの整理

災害関係特約の重過失に関して参照しえた判決84件を、原因事故の事例群ごとに整理すると次のようになる。

- (i) 暴走族の運転，飲酒運転，無謀運転，そのような車両への同乗等による交通事故（29件）

【1】【3】【5】～【9】【12】【14】～【16】【18】～【21】【23】【28】  
【32】【35】【36】【40】【48】【54】【56】～【58】【64】【77】【78】

- (ii) 歩行者として車道，鉄道軌道等の危険な場所に立ち入ることにより生じた事故（21件）

【10】【11】【13】【25】【27】【31】【45】【46】【49】【50】【52】【53】  
【55】【59】【61】【67】【68】【73】【81】～【83】

- (iii) 喧嘩等に端を発した刺傷事件（4件）

【33】【34】【39】【47】

- (iv) 建物その他の場所からの転落事故（13件）

【2】【26】【29】【30】【65】【69】【70】【72】【74】～【76】【79】【80】

- (v) シンナー乱用，所持した銃の暴発，灯油を浴び，新聞紙に火をつけ振り回すことによる火傷，雪山での野宿等，その他の危険行為（17件）

【4】【17】【22】【24】【37】【38】【41】～【44】【51】【60】【62】【63】  
【66】【71】【84】

#### 2. 重過失の概念に関連する整理

災害関係特約の重過失に関して参照しえた判決84件を、重過失の概念に関連して整理すると次のようになる。

##### (1) 重過失の概念に言及するもの

- (i) 失火責任法について最高裁判例がとる重過失の概念を援用する

もの(22件)

【5】【14】【19】【23】【33】～【35】【38】【39】【41】【42】【49】【53】  
【57】【60】【62】【66】【68】【77】【79】【80】【83】

(ii) 通常人または一般人に要求される注意義務を著しく欠くもの  
(7件)

【1】【12】【13】【30】【36】【65】【74】

(iii) 過失が特段の事情のもとで存在する場合をいう(1件)  
【18】

## (2) 重過失の概念に言及しないもの

重過失の概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断する(54件)

【2】～【4】【6】～【11】【15】～【17】【20】～【22】【24】～【29】【31】  
【32】【37】【40】【43】～【48】【50】～【52】【54】～【56】【58】【59】  
【61】【63】【64】【67】【69】【70】～【73】【75】【76】【78】【81】【82】  
【84】

## 3. 重過失の概念

### (1) 最高裁の立場

災害関係特約の重過失に関して参照しえた判決84件のうち、【23】【47】は最高裁の判決である。このうち【23】は、共済契約における重過失の概念について最高裁として判示した初めて判示した判決である。被共済者が自家用車を運転中、道路右側に駐車中の普通貨物車に衝突し、死亡したことから、この者が農業協同組合らとの間で締結した災害給付・割増特約付きの生命共済契約に基づき、共済金の支払を請求をした事案につき、最高裁は、「共済契約における災害給付金及び死亡割増給付の免責事由である『重大な過失』とは、損害保険給付についての免責事由を定める(改正前：筆者挿入)商法641条及び829条にいう『重大な過失』と同趣旨のものとして解すべき」であり、被共済者は、きわめて悪質重大な法令違反および無謀操縦の行為によって事故を招致したものであるべき



## 災害関係特約における重過失の概念

であるから、重大な過失に該当するものと解するのが相当であるとして、共済金の支払請求を棄却している。このことから、最高裁は、共済契約であるが、災害関係特約に関する免責事由である「重大な過失」の文言について、最高裁昭和32年判決で示された立場を踏襲しているということができる。

つぎに、【47】は、生命保険会社の扱う保険契約における重過失の概念について最高裁として初めて判示した判決である。被保険者が、飲酒の上、知人とけんかになり、丸太棒をもって知人に殴りかかっているうち、反撃に出た知人に刃切丁で刺され死亡したことから、被保険者が生命保険会社との間で締結していた傷害特約および災害特約付き生命保険契約2件に基づき、給付金の請求をした事案につき、最高裁は給付金の支払請求を棄却している。【47】において、最高裁は、重過失の意義に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断しているが、控訴審判決である【39】が、重過失の概念について、改正前「商法641条所定の重大なる過失と同趣旨のものと解すべきであって、注意義務違反の程度が顕著であるもの、すなわち、わずかの注意さえ払えば違法、有害な結果を予見することができたのに、右注意を怠ったために右結果を予見できなかった場合をいうと解すべきである」と判示していることと同旨であることから、最高裁昭和32年判決で示された立場を変更するものではないといえる。また、【47】が小法廷判決であることからこのことは確認することができる。

これらのことから、災害関係特約における重過失の概念に関して、最高裁の立場は、最高裁昭和32年判決がとる重過失の概念を維持しているということができる。

### (2) 最高裁昭和32年判決の立場をとる下級審判決

災害関係特約の重過失に関して参照しえた判決84件を、重過失の概念に関連して整理すると、前述のように、重過失の概念に言及するもの(31件。【23】を含む)とこれに言及しないもの(53件。【47】を含む)

とに分けられる。重過失の概念に言及する判決のうち、その多くは、最高裁昭和32年判決がとる重過失の概念を援用している（22件）。

（3）重過失の概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している下級審判決

重過失の概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断している判決では、被保険者の行為について重過失の有無を判断する場合、その基準となる重過失の概念について、通常の意味での重過失概念、つまり、注意を著しく欠くことをいうと解しているのではないかと考えられる。たとえば、【3】において、裁判所は、被保険者は、疲労し、飲酒している運転未熟で無免許の者に運転させ、かつ、運転について指示をしていなかった行為に起因して死亡したものであり、その行為には重過失があると判示して、保険給付の請求を棄却している<sup>(59)</sup>。また、【9】において、裁判所は、「被保険者は、本件事故前の飲酒により事故発生当時酒に酔っており、そのために正常な車の運転ができない状況にあったものと推認でき、このような場合、車の運転者としては酔いがさめて正常な運転ができるようになるまで運転を差し控えるべきで、これを怠った同人には、本件事故の発生とこれに伴う同人の死亡につき重大な過失があったものと断ぜざるをえない」と判示して、保険給付の請求を棄却している。裁判所が、それぞれの事案において被保険者につき重過失の有無を判断するにあたり、被保険者の行動に基づいて行っているが、これら2件における被保険者の行動は、いずれも注意を著しく欠くものであると考えることができよう。

このように、被保険者の重過失の有無を判断するにあたり、重過失の概念に言及することなく行っている下級審の判決例は、通常の意味での重過失、つまり、注意を著しく欠くことをいうものを解しているといえる。

---

(59) 中西・前掲注(1)65頁参照。

(4) 最高裁昭和32年判決とは異なる立場をとる下級審判決にみる重過失の概念

災害関係特約の重過失に関して参照しえた判決84件（【23】【47】を含む）のうち、最高裁昭和32年判決とは異なる立場をとるであろうと解される下級審判決が9件みられる。

a. 通常人または一般人に要求される注意義務を著しく欠くもの

重過失の概念につき、通常人または一般人に要求される注意義務を著しく欠くものであるとする判決が7件ある。

【1】は、生命保険会社の扱う保険契約における重過失の概念について裁判所が初めて判示した判決である。裁判所は、保険契約のような附合契約では、一般人の理解可能性という点から重過失を判定すべきであるとの見解をとっている。

【12】では、生命共済契約にいう重過失に該当するか否かを考える場合、被保険者と同種の職業地位にある者に課せられる注意義務の程度、当該人が注意義務を怠った程度、これに対し向けられるべき社会的非難の程度等を考え合せて、保険給付をなすことが保険団体に対する信義に反し、公序良俗に反するか否かに照らして決すべきものであり、故意に近似する注意欠如の状態である必要はないと判示されている。

【13】は、重過失の概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断しているゆえに、前述の分類では2(2)に含まれるべきであろうが、被保険者の「行動は通常人の行動として理解できない極めて不注意なものであって、免責条項上の『重大な過失』があったものというわけではない」と判示していることから、通常人等に要求される注意義務を著しく欠くものであるとする判決として分類される。

【30】は、重過失の概念につき、次のような理由で、社会通念上通常一般人の客観的判断を前提とすると解するのが相当であると判示している。すなわち、故意、過失といった主観的な事由の有無の判断にあたって被保険者に特有な事情を考慮に入れることは、客観的に不明確かつ判

定困難な要素を持ち込むものとして、保険の一般的性質に反し相当でなく、さらに、たとえば、酩酊度が低い場合には重過失にあたるとして免責事由に該当し、甚だしい場合には泥酔状態にあたるとして免責事由に該当することとの均衡を失し、妥当ではないとしている。

【36】も【13】と同様に、重過失の概念に言及することなく、被保険者の重過失の有無を判断しているが、重過失の概念を考慮するにあたり、被保険者の行為は、重要な法令違反を伴った行為者として通常要求される注意を著しく欠いた無謀なものであると判示している。

【65】も【13】と同様であるが、重過失の概念を考慮するにあたり、被保険者の行為は、通常人であれば容易にその危険性を認識し到底することのない行為であると判示している。

【74】も【13】と同様であるが、重過失の概念を考慮するにあたり、被保険者の「行動は、通常人であれば溺死等の危険性を容易に認識し得るものということかできるのであって、一般に要求される注意を著しく欠いたものであるといわざるを得ない」と判示している。

これらの判決例は、いずれも、重過失の概念につき、通常人または一般人に要求される注意義務を著しく欠くものであるとの基準に基づいて、被保険者の行為がこれに該当するか否かを判断している。しかし、【1】について、災害特約関係でいう重過失を本判決がいう意味に解するのは合理的理由に乏しく、また、軽過失との限界づけが困難となり、一般人の理解は困難になるとの指摘があるように、<sup>(60)</sup>この基準にいう、通常人または一般人の理解に問題があるといえよう。

#### b. 過失が特段の事情のもとで存在する場合をいう

重過失の概念につき、過失が特段の事情のもとで存在する場合をいうものであるとする判決が1件ある。【18】では、重過失であるためには、行為者において特段の事情のもとでの過失であることが必要であり、一

---

(60) 中西・前掲注(1)18頁。

般の過失は該当しないとしている。【18】にいう特段の事情は、事案ごととに違いがあることから、裁判所においてその判断において共通した認識をもつことは難しいと考えられる。

#### (4) 重過失の概念

重過失の概念を通常の意味として、一般人に要求される注意義務を著しく欠くことをいうと解する見解を支持したい。たしかに、重過失免責は故意免責を補完する機能を果たしてはいるが、重過失の意義は、一般人を基準とすれば、はなはだしい不注意をいうということだけで足り、故意が高度に疑われる場合に限り重過失免責を適用するというような限定的な解釈を行うべきではないと解する。

この場合、著しく欠くとされる注意義務の判断基準として、保険加入者に要求される注意義務を基準とするのではなく、一般人に要求される注意義務を基準とすることが望ましいと考える。というのは、前述のように、重過失免責の関する趣旨についてはいろいろな考え方があがるが、その前提として、経済的制度である保険制度を保護するという観点に立つ必要がある。重過失免責について考えるべきは、保険に加入する際の意図に関連するモラル・ハザードではなく、保険に加入した被保険者を巡るモラル・ハザードであるということになる。そうであるとする<sup>(61)</sup>と、注意義務の判断基準としては、保険加入者に要求される注意義務を基準となるはずである。しかし、保険事故の発生が被保険者の重過失に起因する場合に保険金を支払うことは、保険団体という経済的側面から見れば、不当な資金の流失であるとともに、社会的にみれば望ましいことではない。保険の利用者は、自己の不注意が保険によりカバーされると期待するということがあるということは理解できるが、それは程度の

---

(61) このような考えに批判的な立場があろうが(甘利・前掲注(40)142頁)、保険契約という法的制度に関する問題を検討する場合、それが依拠している保険制度という経済制度の視点に基づいて行うということは必要である<sup>(61)</sup>と考える。この観点は、【1】【33】においても示されているといえる。

問題であろう。これらのことからすれば、一般人に要求される注意義務を基準として判断すべきであると考ええる。

さらに、災害関係特約における重過失概念については、本特約の内容を考慮する必要があると考える。すなわち、本特約では、被保険者が不慮の事故で死亡または負傷したことが保険金支払事由とされ、被保険者の重過失により保険事故が発生したときは保険者は保険給付を免れるということになっている。それゆえに、被保険者の重過失とは、被保険者が不慮の事故で死亡または負傷する可能性の高い行為をした場合において、わずかの注意をすればその結果を予見し、それを事前に回避できたにもかかわらず、それをしなかった場合をいうと考える<sup>(62)</sup>。

## 第2節 重過失の認定

災害関係特約の重過失に関して参照しえた判決84件のうち、重過失等（自殺を含む）を認定して保険者免責を認めているのは69件、重過失ではないと認定して保険者給付を認めているのは15件である（【1】【8】【15】【18】【33】【34】【39】【50】【51】【57】【60】【66】【77】【80】【84】）。

この15件を原因事故の事例群ごとに整理すると、(i) 暴走族の運転、飲酒運転、無謀運転、そのような車両への同乗等による交通事故が6件（【1】【8】【15】【18】【57】【77】）、(ii) 歩行者として車道、鉄道軌道等の危険な場所に立ち入ることにより生じた事故が1件（【50】）、(iii) 喧嘩等に端を発した刺傷事件が3件（【33】【34】【39】）、(iv) 建物その他の場所からの転落事故が1件（【80】）、(v) シンナー乱用、所持した銃の暴発、灯油を浴び、新聞紙に火をつけ振り回すことによる火傷、雪山での野宿等、その他の危険行為が4件（【51】【60】【66】【84】）となる。

---

(62) 中西・前掲注(1)16頁。

## 災害関係特約における重過失の概念

重過失ではないと認定して保険者給付を認めている判決に限定し、その概要を検討すると、3つの傾向が見られる。まず、一般的には、事故当時の被保険者の行為の態様を検討し、重過失の有無を判断している判決がある（【1】〔被保険者が制限速度違反、踏切一時停車措置の懈怠等の交通取締法規違反にいたった事情について、被保険者が事故を招致しない義務違反を保険契約の基本的義務違反と解した場合、当時の交通事情では、かかる違反は基本的義務違反とはいえない〕、【18】〔重過失とは、特段の事情のもとでの過失が存する場合をいうとしたうえで、被保険者の運転経験、事故当時は天候、運転速度等からみて、被保険者が事故を引き起こす特段の事情も認められない〕、【33】〔泥酔が被保険者としては異例の深酒に起因しており、この過失をもって著しい不注意であったと断定できず、事故は相手方の非の方が大きく、保険契約の締結から事故までの期間等を考慮すれば、重過失があったとはいえない〕、【34】〔被保険者が包丁で相手方の下腹部を突き刺したことは防衛行為であって、被保険者には非難される事情はなく、相手方が、被保険者から包丁を奪い返した後、被保険者を突き刺して死亡させるに至ったとしても、被保険者の行為が死亡を招致せしめたとは認められない〕、【39】〔災害割増特約において重過失が免責事由とされることを違法、無効ということとはできない以上、重過失の意義を狭く解釈すべき理由はなく、故意または重過失以外の事故も免責事由とされており、重過失のみを特別厳格に解釈すべき根拠は見出しがたい〕、【51】〔事故は相手方の一方的な過失によって発生した事故であるということができ、被保険者による自転車の2人乗りは事故の発生とおおよそ無関係である〕、【57】〔無免許運転と事故発生との間に直接関連性を認めがたく、被保険者が相手方には運転免許がないことを知っていたことを捉えて、被保険者に事故の発生を容易に予測しえたというのは相当ではない〕、【60】〔被保険者は、第三者から崖縁に近寄らないように注意を受けていたにもかかわらず、四つん這いで進んで身を乗り出した結果、崖下に転落し、死亡したもので

あり、かなりの程度の不注意が認められるが、悪意による転落と同視できるほど悪質であるとまでは認められない], 【66】〔①事故の態様等は推認できること, ②被保険者の当時の酒量は、日頃の酒量の範囲を超えていたとはいえないこと, ③池は大人が溺死するような水深の溜池ではなく、かつ、被保険者もこれを知っていたと推認できることに照らせば、事故を招来したことにつき、被保険者には重大な過失があったとはいえない], 【77】〔事故は、相手方が車両を横断歩道付近で一旦停止させた後、信号機が赤色を表示していたにもかかわらずこれを無視し、被保険者が運転席外側ステップに乗って車両にしがみついていることを認識しながら、車両を走行させた行為に起因して発生したものであり、被保険者の行為は運転者を差し迫った危険に直面させるものとはいえない], 【80】〔被保険者は、①テレビアンテナの調整をしたことがあったこと, ②事故現場は、被保険者の自宅の屋上であって、日常的にサンダル履きで行動していたこと, ③フェンスは破損もぐらつきもなかったこと, ④付近には、足を掛けたり、手で掴まる部分があったこと, ⑤照明が点灯していたこと, ⑥被保険者には運動機能の障害などはなく、飲酒等をしていなかったこと, ⑦雨が降っていたとは認められないこと等の事実を総合すれば、被保険者の行為は、自宅での日常生活の中では、わずかな注意を払えば事故を予見できるようなきわめて危険性の高い行為であったとまではいえず、注意義務違反の程度が著しかったとはいえない〕。

つぎに、被保険者の行為を巡り、事故発生の状況を確認できないとしている判決がある（【8】〔被保険者の一連の行為について第三者的証拠はなく、事故発生の状況を確認できない], 【15】〔被保険者が事故に遭遇した理由が不明であることを理由に、重過失の有無を判断できない〕）。

そして、保険事故の主張立証責任の帰属との関連において、結論を下している判決がある（【50】〔災害死亡保険金請求訴訟では、保険者が不慮の事故が被保険者の重大な過失によるものであることについての立証責任を負うものであるが、保険者は、転落が被保険者の重大な過失による



### 災害関係特約における重過失の概念

ものであるとの立証を尽くしていない], 【84】〔普通傷害保険の死亡保険金請求者は、偶然な事故であることについて主張立証する責任を負うものであり（最判平成13年4月20日）、被保険者は、事故当時、判断力が低下しており、当時の状況などに照らせば、事故の発生を被保険者が予知できなかつたというべきであり、また、被保険者の認知症が事故の具体的原因をなしていたことの論証がされていない〕。

これらのことから、判例は、おおむね事故当時の被保険者の行為の様態を検討し、重過失概念に関するそれぞれの立場に立って、被保険者の行為について重過失の有無を判断しているといえることができる。

なお、原因事故の事例群別に見ると、(iii) 喧嘩等に端を発した刺傷事件は重過失が否定されている割合が高く、その他の事例では、重過失を認定する割合が高くなっている。(i) 暴走族の運転、飲酒運転、無謀運転、そのような車両への同乗等による交通事故、(ii) 歩行者として車道、鉄道軌道等の危険な場所に立ち入ることにより生じた事故、(v) シンナー乱用、所持した銃の暴発、灯油を浴び、新聞紙に火をつけ振り回すことによる火傷、雪山での野宿等、その他の危険行為については、違法性が高いことと、注意の欠如が著しいと判断され、重過失が認定されていると考えられる。これに対して、(iv) 建物その他の場所からの転落事故については、その他の事例群と比較すれば、故意の認定がなされる可能性が高いのではないかと考える。

### 第3節 保険法の規定

保険法は、傷害疾病定額保険契約について、保険者は、被保険者、保険契約者または保険金受取人が故意または重大な過失により給付事由を発生させたときには、保険給付を行う責任を負わないと定めている（保険法80条）。

本稿においては、改正前商法641条の規定を巡り、災害関係特約に定められる重過失免責に関する検討を行ってきた。判例は、おおむね重過

失の概念について、改正前商法641条の規定と災害関係特約の規定と同じ様な概念ないし意義であるにとらえているようである。そうであるとして、保険法において定められている傷害疾病定額保険契約における重過失免責の規定についても、改正前商法641条の規定等と同様に解釈すべきであると考ええる。それゆえに、保険法における重過失概念もまた、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態をいうと解することができる<sup>(63)</sup>と考ええる。

## お わ り に

災害関係特約において免責事由として定められている保険契約者または被保険者の重大な過失の概念について、下級審判決を含めた84件の判例の検討を中心に行った。

最高裁は、災害関係特約における重過失の概念についても、最判昭和32年7月9日において、「失火責任二関スル法律」但書にいう重過失に関して、「重大な過失とは、通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すもの」と判示した立場を維持しているといえる。下級審判決の中には、この最高裁昭和32年判決と異なる立場をとるものとして、重過失の概念について、通常人または一般人に要求される注意義務を著しく欠くものとしたり、過失が特段の事情のもとで存在する場合をいうと判示するものがあるが、これらの立場をとる判決例の数は少なく、下級審判決の大半は、最高裁昭和32年

---

(63) 竹濱修「生命保険契約および傷害疾病定額保険契約特有の事項」ジュリ1364号48頁（2008年）、山下友信＝米山高生編『保険法概説——生命保険・傷害疾病定額保険——』440頁（有斐閣・2010年）（潘阿憲筆）。佐野誠「新保険法における傷害保険約款規定」生保論集166号17頁（2009年）参照。

## 災害関係特約における重過失の概念

判決の立場に従っているといえる。

### <追記>

判例の収集については、日本生命保険相互会社・文研図書館の澤村容子さんにお世話になった。本稿を借りて御礼を申し上げる。